

# 国連拷問禁止委員会は 日本政府に何を求めたか

自由を奪われた人々への  
非人道的な取扱いの  
根絶を求めて



# 目 次

日本弁護士連合会会長挨拶	P3
第 1 章 拷問等禁止条約とその実施手続	P4
第 2 章 難民認定制度と入管収容施設における人権	P6
第 3 章 代用監獄と取調べ・自白	P8
第 4 章 刑務所・拘置所等における処遇	P10
第 5 章 死刑制度と死刑確定者の処遇	P12
第 6 章 実効性のある人権救済と人権侵害の予防 —人権教育, 賠償などをめぐって—	P14
第 7 章 日本軍「慰安婦」問題とジェンダー	P16
第 8 章 精神医療 (精神保健ケア)	P18
第 9 章 子どもの人権	P19
第 10 章 政府との建設的対話とその制度的保障 —拷問防止議定書と国内防止メカニズム—	P20
<b>参考資料</b>	
拷問等禁止条約第19条第1項に基づく第2回日本政府報告書審査に関する総括所見	P22

# ごあいさつ

国連の拷問禁止委員会は、拷問等禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約）の実施状況に関する第2回日本政府報告について2013年5月21日、22日に審査をし、同月31日に総括所見を発表しました。日本は、1998年にこの条約を批准し、今回の審査は2007年の第1回審査に続いて第2回目の審査となります。

この条約は、自由を奪われた人々を中心として、拷問や非人道的あるいは品位を傷つける取扱いを禁ずることを目的とする重要な人権条約であり、これを批准した国は、2013年7月現在で153か国に達しています。

総括所見においては、警察拘禁、取調べと自白、難民認定制度と入管収容施設、刑事施設及び留置施設における被収容者の処遇、拘禁代替措置の活用、死刑制度と死刑確定者の処遇、戦時性奴隷制（いわゆる日本軍「慰安婦」）、精神医療、子どもに対する体罰、国内人権機関の設置、国内防止メカニズムの指定を含む選択議定書の批准など、多くの重要なテーマが勧告に取り上げられました。

今回の審査では、日本の刑事司法が自白中心であることに大きな批判が集中しましたが、国会議員の質問主意書に対しても、「(同委員会の) 勧告は、法的拘束力を持つものではなく…締約国に対し、当該勧告に従うことを義務付けているものではない」という回答が政府からなされています。しかしながら、法的拘束力がないとしても、条約批准国として委員会の見解を尊重すべき義務があることは間違いありません。

委員会は総括所見29項において日本政府に対して、全体の勧告のうちで、特に緊急を要すると考えた、10項（代用監獄）、11項（取調べと自白）、15項（死刑）の項目に含まれる法的なセーフガードを確実にすること、拷問虐待行為者に対する速やかで公平な調査と起訴・制裁に関する事項と19項（軍事性奴隷制）に含まれる犠牲者に対する救済と賠償について、2014年5月末までのフォローアップを求めています。

当連合会は、このような同委員会による指摘の全体を日本政府が重く受け止め、誠意を持ってその解決に向け努力することを強く求めるものです。同時に、当連合会自らが勧告の実現に向け政府との対話を継続し、これらの課題の解決のために精一杯努力する所存です。

2013年（平成25年）9月24日



日本弁護士連合会  
会長 山岸 憲司

## 1 拷問等禁止条約とは

正式名称は、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 (Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)」といます。日本は、1998年6月拷問等禁止条約 (以下「条約」という。) を批准し、115番目の批准国となりました。2013年8月現在の批准国は153か国です。条約は1984年12月に採択され、1987年6月26日に発効しました。

条約は、世界各国で繰り返されている拷問行為と非人道的、品位を傷つける取扱い・刑罰の根絶を目的としたものですが、拘禁状態を中心とした深刻な人権侵害の起こりやすい状況を念頭に、人権侵害を予防し、被害者を救済する国際的な仕組みを目指した条約です<sup>1</sup>。起草の過程では、当初の草案はスウェーデン代表が起草しました。この条約の起草過程では、国際NGOであるアムネスティ・インターナショナルが重要な役割を演じ、また、拷問予防メカニズムを定めた条約の選択議定書 (Optional Protocol to the Convention against Torture - OPCAT) の起草の過程では同じく国際NGOの拷問防止協会 (APT) が主導的な役割を果たしました。この選択議定書については第10章「政府との建設的対話とその制度的保障－拷問防止議定書と国内防止メカニズム－」で再び言及します。

## 2 拷問禁止委員会とは

この条約の実施機関は拷問禁止委員会 (以下「委員会」という。Committee against Torture -CAT) であり、選択議定書の実施機関は拷問防止小委員会 (Subcommittee on Prevention of Torture) です。条約第17条により委員会は、「徳望が高く、かつ、人権の分野において能力を認められた十人の専門家」により構成するとされ、個人の資格で職務を遂行しています。委員には法律家、研究者、実務家、医師などの専門家が選任されています<sup>2</sup>。

1 村井敏邦・今井直「拷問等禁止条約をめぐる世界と日本の人権」(2007年 明石書店)

2 2013年8月現在の委員は以下のとおりである。  
Ms. Essadia BELMIR (Vice-Chairperson) /Morocco  
Mr. Alessio Bruni/Italy  
Mr. Satyabhoosun Gupt DOMAH/Mauritius  
Ms. Felice GAER (Vice-Chairperson) /United States of America  
Mr. Abdoulaye GAYE/Senegal  
Mr. Claudio GROSSMAN (Chairperson) /Chile  
Mr. Fernando MARIÑO MENENDEZ /Spain  
Ms. Nora SVEAASS (Rapporteur) /Norway  
Mr. George TUGUSHI/Georgia  
Mr. Xuexian WANG (Vice-Chairperson) /China

## 3 定期報告書の審査

条約の実施方法の第1は政府報告書の定期審査です。条約第19条には、締約国が「この条約に基づく約束を履行するためにとった措置」に関する報告書を定期的に委員会に提出し、これを検討する手続が規定されています。約束の対象範囲につき、米国は「ジュネーブ条約及びその議定書が対象とする事項は拷問等禁止条約の対象とはなら」ないと主張していました。しかし、「戦争状態」も「戦争の脅威」も「拷問を正当化する根拠として採用することはできない」(条約第2条第2項)としている条約では、この見解は支持されませんでした。武力紛争下でも、この条約は適用されます。

委員会は、政府報告書と関連するNGOから提出された報告をもとに、政府代表と対話し、その結果に基づいて総括所見 (Concluding Observations) を公表しています。政府代表と委員会とのやり取りの詳細は、委員会の年次報告書には添付されていませんが、近年の総括所見は委員会のウェブサイトで公開されています。なお、日弁連では2007年に行われた第1回日本政府審査の記録を出版しています<sup>3</sup>。

委員会は、国連自由権規約委員会のやり方に倣い、一般解釈を内容とするコメント (General Comment - 「一般的見解」と訳されています。) を作成しています。これまでに、ノン・ルフールマン原則に関する第3条 (1998年)、条約の実施について定めた第2条 (2008年)、救済と賠償について定めた第14条 (2012年) という条約中の重要条項について一般的見解が作成され、委員会のウェブサイトで公開されました<sup>4</sup>。

政府報告書は条約の国内発効から1年以内に第1回報告を提出し、以後4年ごとに提出することになっていますが、委員会の審査は、政府報告書の提出が遅延するために遅れがちです。日本の場合、第1回審査は条約批准から9年後の2007年に実施され、第2回審査はその6年後の2013年に実施されました。

## 4 国による申立

条約第21条は、「この条約に基づく義務が履行されていない」という他国 (同様の受託宣言をしている国) からの申立を委員会が受理する権限を認めることを規定しています。日本も受託宣言を行っていますが、これまで行使されたことはありません。

3 日弁連編「改革を迫られる被拘禁者の人権－2007年拷問等禁止条約第1回政府報告書審査」(2007年 現代人文社)

4 [http://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=1&DocTypeID=11](http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=1&DocTypeID=11)

## 5 個人からの申立

条約第22条は、締結国が自国の管轄下にある条約違反の被害者からの通報を委員会が受理し検討する権限を認めることを宣言できることを規定しています。委員会は一定の手続要件に従ってこの申立に対応しますが、審査のための会議は非公開とされています。

申立の本案について審理された事件の多くは、「その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国」に追放してはならないとの条約第3条に規定に違反した国外追放に関する申立であり、多くのケースで申立を認めています。この点については、第2章「難民認定制度と入管収容施設における人権」で再度言及します。また、条約第13条に基づく調査のあり方に関する先例にも注目されるものがありますが、この点は第4章「刑務所・拘留所等における処遇」で言及します。

## 6 拷問の組織的実行の調査 (条約第20条)

条約の最も革新的な実施規定は、拷問の実施について職権による調査を認めた条約第20条です。条約第20条は、委員会が「拷問の制度的な実行の存在が十分な根拠をもって示されていると認める信頼すべき情報を受領した場合」、委員会は職権によって調査を開始し、「締約国に対し、当該情報についての検討に協力し及びこのために当該情報についての見解を提出するよう要請する。」と規定しています。

この条項が義務的条項であるという原則は残されていますが、条約第28条が追加されて締約国はこの条項に従わない権利を留保することができることとなっています。現在、このような宣言を行っている国は少なく<sup>5</sup>、日本はこのような宣言を行っていません。

委員会はこれまでトルコ、メキシコ、セルビア・モンテネグロ、エジプト、ペルー、スリランカ、ブラジル、ネパールについて、第20条に基づく調査の概要を発表しています。これらの多くにおいて、委員会は拷問が「組織的に実施されている」と認定しています<sup>6</sup>。委員会は、実際にこれらの国々を訪問調査したこともあり、報告書に概要を記述し公表しています。

国連人権諸条約の中に、条約第20条が提供している

5 Afghanistan, China, Equatorial Guinea, Israel, Kuwait, Lao People's Democratic Republic, Mauritania, Pakistan, Saudi Arabia, Syrian Arab Republic, the United Arab Emirates

6 拷問禁止委員会ウェブサイト内のInquiry procedureの項にまとめられています。

ような手続モデルは他に存在しません。組織的な拷問は必ず人目につかない場所で行われます。その情報は、犠牲者の家族、国内・国際組織などの各種情報源から入手する必要があり、これに基づいて委員会が進んで調査する以外に実情を明らかにすることはできないからです。

## 7 日本政府報告書に対する第2回審査

委員会の審査は、政府報告書の提出遅延のため遅れがちです。日本の場合、第1回審査は2007年に実施されました。条約批准から9年後と遅れましたが、第2回審査は6年度の2013年5月に実施されました。今回の審査内容について、以下重要なテーマごとに説明をします。最初に、一般的なテーマである「拷問の定義」と「時効」について、簡単に触れます。

## 8 拷問の定義について

総括所見7項で言及しているように、委員会は条約第1条の拷問の定義について、「適切な刑罰と共に、特定の犯罪として拷問を特徴づけるすべての構成要件を含める形で国内法に取り込むべきである」としました。この際、委員会による一般的意見2を参照するように求めています。

## 9 時効について

総括所見8項は、2010年4月の刑事訴訟法改正後も、我が国において時効が拷問未遂行為及び拷問の共謀又は拷問への加担となるような何人による行為を含め、拷問及び虐待に当たる行為に対する時効が残っていることを懸念し、「条約第4条で求められているように、時間の制限なく、拷問に当たる行為をした者が行為の重大性に依りて訴追及び処罰されるように、締約国が時効に関する立法を条約上の義務と完全に一致させるべきである」という前回の勧告を繰り返しました。

刑務所拘禁中の革手錠の違法な使用を認めながら、刑務所出所直後に提起された事件について、事件から3年が経過していることから時効を理由に損害賠償を否定した事例があります。この勧告は、このような事例においても、拷問について時効にかかることなく法的な責任が追及できることを確保するため、刑法、国家賠償法などを改正すべきであるという趣旨です。

7 イラン人受刑者B氏を原告とする革手錠国家賠償請求事件についての東京高裁判決（2005年6月1日）

## 1 難民認定率の低さ

難民・入管分野に関する委員会の懸念は、前回審査の総括所見に引き続き深刻な状態といえます。条約第3条には、ある人をある国に追放したり引き渡したりすると同人に対する拷問が行われるおそれがあるという場合に、そのような国に同人を引き渡す等してはならないとする原則（ノン・ルフールマン原則）が定められています。我が国では、前回審査の総括所見で、このような退去強制を明確に禁止すべきことを勧告されたことを受け、条約第3条を国内法で具体化するべく出入国管理及び難民認定法第53条第3項が改正されました。しかし、今回の総括所見において、委員会は、同法第53条第3項の「効果的な履行が欠如していること」、すなわち難民申請者を中心とした庇護希望者が出身国で拷問を受けるおそれがあることが十分審査されないまま出身国に送還されていることに対する懸念を表明し、ノン・フルールマン原則の遵守を日本政府に対して勧告しました（総括所見9項（a））。この背景には、日本における難民認定率の低さがあると考えられます（2012年には2,545人が難民認定を申請していますが、同年に難民認定がされたのは18人であり、在留特別許可を得た者（112人）を含めた庇護者の総数は130人に留まります。）。

## 2 入管収容施設への長期収容

現状では、正規の在留資格を有しない庇護希望者のほとんどが入管収容施設での収容を経験しています。かかる収容を停止する措置として仮放免がありますが、一定の期間収容された場合には仮放免が認められるといった明確なルールは存在せず、仮放免の可否は入管当局の裁量に委ねられています。そのため、入管収容施設に長期収容される庇護希望者も目立っています。少し古いデータにはなりますが、東日本入国管理センターの被収容者335人のうち、45人が1年以上収容されており、さらにこのうち3人が2年以上収容されているという実情があります（2011年11月1日時点）。

このような長期収容に対する抗議等の意味を含め、入管収容施設の被収容者がハンガーストライキを実施することが複数回発生しており、2012年8月にも東日本入国管理センターにおいて約120人の被収容者がハンガーストライキを実施しています。

また、保護者を伴わない外国籍の子どもが、通訳が保

証されない児童相談所に収容されることにも、委員会から懸念が表明されました。

## 3 入管収容の抑制を

かかる実態を踏まえ、委員会は、入管収容施設への収容を抑制的にすることを勧告しました（総括所見9項（b））。さらに、「出入国管理及び難民認定法に定められた収容以外の選択肢をさらに利用するようにすること」という表現で、仮放免等の、収容に代替する措置をさらに広く活用することも勧告しました（総括所見9項（c））。また、委員会は、長期収容者の存在及び仮放免の許可基準の不明確さを批判し、収容が必要な場合でも収容期間を可能な限り短くするようにすること、強制退去を控えた収容の期間に上限を導入することを勧告しました（総括所見9項（b））。

## 4 入国者収容所等視察委員会

委員会は、入国者収容所等視察委員会（入管収容施設の視察及び被収容者との面接等を行い、その結果に基づき、入管収容施設の長に意見を述べることを目的とする委員会）にも言及しました。2007年の第1回政府報告に対する総括所見で、委員会は、入管収容施設に独立した監視制度が存在しないこと、特に、入管職員による侵害があった場合に被収容者が不服を申し立てる独立機関が欠如していることを懸念しており（前回総括所見14項（d））、その後、2010年に入国者収容所等視察委員会（以下「視察委員会」という。）が設置されました。これを受けた今回の総括所見は、同委員会の設置を肯定的に評価しました（総括所見6項（c））。しかし、視察委員会の委員が法務省入国管理局により任命され、独立性が不十分であることに懸念を表明し、かかる肯定的評価も半歩前進というものに留まることを明確にしました。委員会は、入管収容施設の被収容者をめぐる人権状況の改善のために視察委員会が大幅に強化されることを期待しており、視察委員会について、独立性の確保、予算の拡充、被収容者からの不服申立の審査といった新たな権限の付与を勧告しました（総括所見9項（d））。

さらに、委員会は、日本における無国籍者に対する関心の低さを考慮して、無国籍者に関する2条約の加盟を検討するよう勧告しました（総括所見9項（e））。

## 難民の申請及び認定の状況

難民認定申請者数	2008	2009	2010	2011	2012
	1,599	1,388	1,202	1,867	2,545

	2008	2009	2010	2011	2012
難民認定者数	57	30	66	39	18
その他の庇護	360	501	363	248	112
総庇護数	417	531	429	287	130

## 東日本入国管理センターにおける収容期間の状況 (2011年11月1日現在)

	12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上	合計
被収容者数	290	36	6	3	335

### column : テロとの闘いと拷問禁止委員会 アギザ対スウェーデン事件

最近の拷問禁止委員会が見解を示した個人通報例で最も重要なものは、2005年のアギザ対スウェーデン事件です。この事件は、2001年の9.11事件以後の「テロとの闘い」の中で、北米や欧州で、テロ容疑者を「外交的保証」に基づき虐待のおそれのある国に送還する事例が相次いでいるという国際的背景の下で発生しました。

アギザは2001年12月スウェーデン政府の庇護申請拒否と退去強制命令の直後、決定を争う機会もなくエジプトに送還されました。送還の際にアギザは米国CIA関係者に引き渡され、CIAにリースされた民間機でカイロへ移送されたといわれます。エジプトからは、拷問等の虐待をせず公正な裁判を付与することや監獄での外交官との面会などの保証が与えられましたが、2003年6月代理人を通じてエジプトで拷問を受けたことを理由に、スウェーデンに対して条約第3条違反の申立がなされました（エジプトや米国も条約締約国ではありますが、条約第22条は受諾していません。）。

本件で、委員会は、条約第20条の調査手続の下でのエジプトの組織的拷問を認定する調査結果の概要（1996年）やエジプトに関する第四回報告審査後の結論・勧告（2002年）などを援用して、エジプトの被拘禁者に対する「継続的かつ広範な拷問の使用」は送還時でもスウェーデン当局の知り得る事実であったこと、そして政治的及び治安上の理由による被拘禁者の場合拷問のおそれは特に高いこと、アギザに対する米国とエジプトの諜報機関の強い関心をスウェーデン当局も認識していたこと（アギザはエジプトでの欠席裁判でテロ集団への帰属により有罪とされ、指名手配されています。）、外交的保証は執行のメカニズムを定めるものではなく、明白な危険性から保護するには十分でないこと、などを理由としてスウェーデンの条約第3条違反を認定しました。

また、委員会は、「条約第3条にいう送還禁止は違反に対する救済手段を包含するよう解釈されるべき」であるとして、「条約第3条に含まれる実効的救済手段に対する権利は、追放・送還の決定についての実効的で、独立したかつ公平な審査のための機会を要求する」との解釈を示しました。その上で、本件では、国家の安全を理由として通常の審査機関が政府に決定を全面的に委ねてしまったことが、政府決定に対する司法審査あるいは独立した行政審査の不存在をもたらし、条約第3条の手続上の義務の違反を生じさせたというのです。

条約第3条という実体規定から手続上の積極的義務が生じるという委員会の立場は、暫定措置に関わる条約第22条の義務と合わせて、国内的及び国際的双方の局面における救済手段の実効化を締約国の明確な法的義務として定着させようとするものであり、戦争とテロに覆われる現代社会において国際人権保障機関の役割と権限を明確にしたものと評価できます。

まさしく、「条約の保護は国家の安全に関わる状況でさえ絶対的なものである」と委員会が述べているように拷問禁止規範の絶対的な性格を守ることが委員会の任務であるという固い決意をここに見ることができます。

8 Agiza v. Sweden, op.cit., para.13.4.

9 Id., paras.13.6-8.

## 1 自白強要の捜査に大きな懸念

今回の審査では、「弁護士の立会いがない取調べが20日間も続けば虚偽の自白を生む。現に、布川事件、足利事件では裁判をやり直した」(MENENDEZ委員・スペイン)、「裁判官には拷問についての研修が行われているのか。多くの有罪認定が拷問で得られた証拠に依存しているように思われる」(DOMAH委員・モーリシャス)、「取調べに弁護人の立会いが認められないのはなぜか。捜査の秘密を守るためというが、弁護士は司法の一部なのだから説得力がない」(BELMIR委員・モロッコ)、「長期間、長時間にわたる取調べで自白を得ている。自白を得るためにそのような手段をとる。取調べ時間の制限がないことが気になる」(GAER委員=議長・アメリカ)といった発言が続きました。弁護士の立会いについての質問が比較的多かった、という印象です。

## 2 弁護士の立会いは捜査の妨げになりかねない？

これに対して日本政府は、取調べに弁護人が立ち会うと捜査の妨げになりかねないというような答弁に終始し、取調べ時間が制限されていないとの指摘にも、規則がある<sup>10</sup>と言うだけで、委員たちの間にいらだちが鬱積していたように思われます。

そのような気分を代弁するかのように、DOMAH委員(元モーリシャス最高裁判事)が、「取調べに弁護人の立会いがないのは、取調べに干渉することになるから」という説明があったが、そのような制度だと、真実でないことを真実にしてしまうのではないか。それが公的記録(注 供述調書のこと)に残ってしまうのではないか。弁護人の立会いが取調べに干渉してしまうというのは説得力がない…司法制度の透明性にかかわる。この段階で…誤った自白が作られるのではないか…有罪判決と無罪判決の比率が10対1(注 1000対1の間違い)になっ

10 2008年、犯罪捜査規範(国家公安委員会規則第2号)に、「取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない」(第168条第3項)と規定され、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」(国家公安委員会規則第4号)が制定された。この規則には、「1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき」には、「警察本部長又は警察署長の事前の承認を受け」なければならないとされているが、取調べ時間が8時間では長過ぎるし、承認があれば延長できるのでは歯止めにならない。しかも、取調べ監督官が違反を現認した場合に、「捜査主任官に対し、被疑者取調べの中止その他の措置を求めることができる」としか規定されていない。

ている。非常に重大な問題だと思う。有罪判決を得るために、日本の制度はあまりにも被収容者の自白に頼り過ぎていて。これは中世のやり方でしょう。中世の名残りといえるのかもしれない。こういった制度からは離れていくべきだ。真剣に考えて、日本の刑事手続を国際標準に合わせる必要があると思う。条約とも合わせていく必要がある。そして、行政的な手続について条約に合わせた形で近代化を図るべきである。」と発言し、注目されました。

## 3 代用監獄制度は廃止を検討せよ

第1回審査(2007年)の総括所見は、日本の刑事司法の問題点について、「代用監獄」と「取調べの規制と自白」という、ハードとソフトの2つの項目に分けて整理して勧告したのが特徴的でした。今回の勧告も、同じ項目分けであることが、この整理方法についての委員会の自信を示しているといえます。

まず、「代用監獄」の項目(総括所見10項)では、警察留置場での起訴前拘禁に対する効果的な司法的統制が欠如していることに懸念を表明し、前回の勧告を繰り返していますが、最後に、「代用監獄制度の廃止を検討すべきである」と、前回にはなかった「代用監獄の廃止」に踏み込んだ勧告をしていることが注目されます。

## 4 取調べの規制と捜査手法の転換を

続いて、「取調べ及び自白」の項目(総括所見11項)では、「締約国の司法制度が、実務上、自白に強く依存しており、自白はしばしば弁護士がいない状態で代用監獄での拘禁中に獲得される。委員会は、叩く、脅す、眠らせない、休憩なしの長時間の取調べといった虐待について報告を受けている；」、「すべての取調べの間、弁護人を立ち合わせることを義務的とされていないこと；」、「特に、連続的な取調べの持続に対して厳格な時間制限がないこと；」などと具体的に指摘し、深刻な懸念を依然として持っていることを表明しています。そして、前回の勧告を繰り返し、とりわけ、「取調べ時間の長さについて規定を設け、その不遵守に対しては適切な制裁を設けること」「刑事訴追における立証の第一次的かつ中心的な要素として、自白に依拠する実務を終わらせるために、犯罪捜査手法を改善すること」「取調べ全過程の電子的記録」など取調べの規制を求めました。



## 5 勧告と法制審議会「新時代の刑事司法特別部会」の議論とのずれ

2013年1月、法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会は、「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」を公表しました。

法制審議会に新時代の刑事司法制度特別部会が設けられたのは、厚生労働省元局長事件等を通じ、我が国の刑事司法について、取調べ及び供述調書に依存し重大な人権侵害を引き起こしてきた実態が明らかになったことを受け、新たな刑事司法制度を構築するためです。このような同部会が設置された趣旨に鑑みれば、今後の具体的な議論も、従来の刑事司法制度を抜本的に見直し、取調べ及び供述調書への依存から脱却するとともに、無事の処罰の優先性を明確にした制度を構築する見地から進められなければならないと思います。

基本構想では、被疑者取調べの録音・録画制度の導入について、一定の例外事由を定めつつ原則として全過程について録音・録画を義務付ける制度案と、録音・録画の対象とする範囲を取調官の一定の裁量に委ねる制度案を念頭に置いて、具体的な検討を行い、被疑者以外の参考人の取調べについては、被疑者取調べの録音・録画制度についての具体的な検討結果を踏まえつつ、必要に応じてさらに同部会で検討を加えるとされています。

基本構想は、被疑者国選弁護制度の対象を被疑者が勾留された全事件に拡大することについて具体的な検討を行うとともに、逮捕段階において弁護人の援助を得る仕組みを設けることについて、必要に応じてさらに同部会で検討を加えるとしています。また、証拠開示の適正な運用に資するよう、検察官が保管する証拠の標目等を記載した一覧表を交付する仕組みについて、採否も含めた具体的な検討を行うとしています。

しかし、同部会では、取調べの録音・録画については不十分ながら、試案が出されましたが、委員会から指摘されている代用監獄の廃止の検討はなされていません。取調べの規制を求めて委員会が勧告する取調べへの弁護人の立会いや取調べの期間・時間の制限も先送りされています。捜査機関が作成又は入手した全ての証拠を開示する全面証拠開示制度の導入なども、同部会の弁護士会から選ばれた委員や市民委員から指摘がなされましたが、具体的な制度提言に結びついていません。

### column 通信傍受制度の拡大

基本構想は、通信傍受をより効果的・効率的に活用するための通信傍受法の改正について、罪種の拡大や手続の簡略化などの具体的な検討を行うとともに、新たな捜査手法である会話傍受について、採否を含めて具体的な検討を行うとしています。しかし、通信傍受は、通信の秘密を侵害し、個人のプライバシーを侵害する捜査手法であり、その対象を安易に拡大するべきではなく、会話傍受は、個人のプライバシーを著しく侵害する危険性の大きい捜査手法のため、導入するべきではないといえます。

## 6 えん罪を起こさない刑事手続のための真の改革を

基本構想は、従来の取調べの在り方を温存したままであり、「取調べの規制」を強く求める委員会の勧告を全く無視しています。1980年代の拘禁二法案反対運動のときには、「江戸時代のお白洲裁判が未だに続いている。」と評した識者がいましたが、今回の委員会委員の「中世」発言はそれを連想させます。日本政府は、近代刑事司法が、このような自由に頼る古い手法を乗り越えて発展してきたものであるという歴史認識を共有し、日本の刑事司法はいまや国際社会から恥ずかしいと見られていることを自覚すべきです。法制審特別部会が、取調べの規制と捜査手法の転換を求める委員会の勧告を真摯に受けとめて、前近代的な刑事司法と訣別し、勧告に立ち戻って再出発することを切に望みます。

委員会は日本政府に対し、これら「代用監獄」と「取調べ及び自白」の項目については、1年以内にフォローアップの報告を求めています。日本政府がどのような回答をするかが、注目されます。



台湾・台北拘置所 仕切りのない「弁護人用接見室」

# 第4章 刑務所・拘置所等における処遇

## 1 停滞する処遇の改善

第1回審査が行われた2007年5月は、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律（現在は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」、以下「刑事被収容者処遇法」という。）の施行から1年足らずしか経っておらず、新しい法律の下で、被収容者の権利保障が進んでいくことへの期待がありました。ところが、施行から7年経った第2回審査の時点では、法律の趣旨が実現されていないばかりか、委員会による第1回審査で勧告された点も、改善に向けた取組がほぼ全くなされていません。このため、委員会からは、前回に増して具体的かつ詳細な勧告がなされました。

## 2 被収容者からの不服申立について

被収容者からの不服申立（総括所見12項）に関しては、2006年施行の刑事被収容者処遇法によって、初めて制度が整備され、また、事実上の措置として「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」（以下「不服検討会」という。）が設けられ、法務省による不服申立処理の適正さについて、外部有識者の監視によって担保しようとする仕組みも創設されました。ところが、「審査の申請」「事実の申告」という、柱となる申立制度において、申立を行える事項や期間が限られ代理人も利用できない上、法務省による審査をチェックする不服検討会は、独立性や権限が弱いなど、不服申立制度が適切に機能していない現状があります。【表】は2011年中に申立が受付された不服申立の処理状況を示したものです（法務省矯正局に基づく）が、審査の申請・事実の申告のいずれの場合も、申立に理由があるとして認容される事例は、ほとんどありません。

こうした現実を受けて、委員会は、前回審査以降、改善がなされていないと判断し、「不服申立を、迅速、中立かつ効果的に調査する権限を有する独立機関を設置することを検討すべき」、「不服申立を行う権利を十分行使できることを確保するよう、すべての措置を採るべき」という、前回の勧告を繰り返しました。さらに、重大事案については、「責任のある公務員を訴追し、刑罰をもって処罰することを確実にすること」も勧告しました。前回の勧告においても、拷問等に対する国家賠償請求や、公務員の懲戒処分に関する統計情報の提供が求められてきたにもかかわらず、政府は、これらに特定した統計は

ないとして、提供しませんでした。しかし、勧告を受けながら、統計をとる態勢を整えなかったこと自体が、拷問等を防止し、これに対する迅速かつ公平な調査を行う条約上の義務を果たしていないと評価されたものといえます。

## 3 過剰拘禁・医療・拘束具

刑務所・拘置所といった刑事施設ばかりでなく、留置施設をも含む刑事拘禁施設の状況全般（総括所見13項）についても、前回より具体的で詳細な勧告がなされました。特に、女子刑務所等の一定の施設で現在も過剰収容状態が続いていることに対しては、「非拘禁措置に関する国連最低基準規則」（東京ルール）<sup>11</sup>及び「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則」（バンコクルール）<sup>12</sup>に照らして、非拘禁措置（社会内処遇）を広く活用するべきという勧告がなされたことが注目されます。また、国内でも最近、報道が増えてきた刑事施設内の医療についても、前回に引き続き懸念が表明されました。特に今回は、精神医療の不十分さが、長期にわたる独居拘禁（後述）と相俟って自殺リスクを高めていることをも指摘した上で、「心身の健康に対する十分なケアを提供すること」が勧告されました。

拘束具の使用については、かつて、受刑者死傷事件を含む拷問や虐待を引き起こした革手錠<sup>13</sup>の代わりに作られた「第二種手錠」につき、その使用状況についての具体的な情報が政府から提出されませんでした。そこで委員会は、「第二種手錠の使用とその使用時間の長さを厳格に監視すること」に加えて、「被拘禁者を拘束する器具の使用を完全に禁止することを検討すること」を勧告しました。これまでも、委員会は、留置施設における防声具の使用につき廃止を勧告し、また国連自由権規約委員会が革手錠等の頻繁な使用に懸念を表明してきました<sup>14</sup>が、条約機関によって拘束具全廃の検討が勧告されたのは今回が初めてのことです。拘束具の厳格な監視がなされない状況では、拷問等の効果的な防止は期待できないという判断によるものと考えられます。

11 United Nations Standard Minimum Rules for Non-custodial Measures (the Tokyo Rules), 1990年12月14日国連総会にて採択。

12 United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders (the Bangkok Rules), 2012年12月21日国連総会にて採択。

13 革手錠は名古屋刑務所事件の発覚（2002年）を受け、2003年に廃止。

14 第1回総括所見第15項。

15 第4回総括所見第27項。

## 4 独居拘禁について

刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）は、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」（第30条）と定め、社会復帰を目的に処遇を行うことを明らかにしています。ところが、受刑者を昼夜単独室に収容する独居拘禁は、社会生活に必要な人との触れ合いも、社会復帰に有益な処遇を受ける機会も奪ってしまうものです。そこで同法は、受刑者の独居拘禁（昼夜単独室処遇）について、「隔離」（第76条）という制度を設け、隔離が許される場合を、①他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき、②他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき、に限定しました。

しかし、同法の施行規則である「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」によって「制限区分」という制度が設けられ、この制限区分の「第四種」に指定されると、「隔離」の要件を満たさない場合でも広く独居拘禁が可能な仕組みが作られました。しかし、この仕組みでは、どのような場合に「第四種」に指定されるかは不明確である上、「隔離」に対しては審査の申請を行って矯正管区や法務大臣による見直しを求めることができるのに対し、「第四種」の指定に対しては審査の申請ができないという大きな問題があります。「第四種の指定」が「隔離」の手の潜脱手段となっているのです。このため、前回の審査において、法改正を含めた強い勧告が出されましたが、改善はなされませんでした。

こうした事態を踏まえ、今回は、「(a) 独居拘禁が、厳しい監督の下で最小限の期間、司法審査が可能な状況で最終手段として用いられるよう法改正し、独居拘禁の明確かつ具体的な基準を確立すること」、「(b) 独居拘禁中、被拘禁者の心身の状態につき医師が定期的に監視・検査するシステムを確立し、その医療記録を被拘禁者とその弁護士に開示すること」、「(c) 独居拘禁中も社会的接触を認め、その内容を改善すること」、という一層強力な勧告がなされました。この勧告を受けて、どのような方策がとられるのか、注目していく必要があります。

表  
審査の申請（2011年受付分）

矯正管区長（審査の申請）		法務大臣（再審査の申請）	
認容	7 (0.176%)	認容	2 (0.17%)
棄却	1,014 (25.6%)	棄却	154 (13.1%)
却下	2,789 (70.4%)	却下	888 (75.7%)
その他 (取下げ/未済)	148	その他 (取下げ/未済)	129
合計	3,958	合計	1,173

事実の申告（2011年受付分）

矯正管区長		法務大臣	
認容	0 (0%)	認容	0 (0%)
棄却	455 (45.7%)	棄却	102 (36.8%)
却下	467 (48.8%)	却下	139 (50.18%)
その他 (取下げ/未済)	35	その他 (取下げ/未済)	36
合計	957	合計	277



イタリア・レビッピア刑務所「家族面会室」  
(ここで子どもと遊ぶことができる)

## 1 死刑に直面する人々の権利保障

第1回審査直後の2007年6月1日、刑事被収容者処遇法が施行され、死刑確定者にも新たな法律の規定が適用されるようになりました。新しい法律によって、それまで極めて厳しく制限されていた面会・文通の相手方(原則として親族以外は不許可)の範囲が大幅に拡大するほか、弁護士との面会に対し例外なく行われてきた職員の立会も、再審請求など裁判を担当している弁護士の間では原則として省略されることが期待されていました。

ところが、実際に新しい法律の適用が始まると、再審弁護人との面会にも職員が立ち会う実務に変更はなく、立会いが省略されるのはごく僅かな事案にすぎませんでした。委員会は、こうした実態について、「弁護人による援助を受ける権利の妨害」とした上で、手続のすべての段階において(すなわち刑の確定後も含めて)弁護人による効果的援助を保障し、かつ、死刑確定者と弁護士との面会につき厳格な秘密性を保障するよう勧告しました。

また、新しい法律の下、死刑確定者は、例外なく単独室に収容され(独居拘禁)、たとえ居室外でも他の被収容者とは接触できないものとされています(第36条)。ただでさえ、外部との面会・交通が厳しく制限されている死刑確定者にとって、これは、受刑者の隔離(第4章参照)よりもさらに過酷な状況といえます。委員会は、「死刑確定者に対する独居拘禁の規則を改めること」を明確に勧告しました。

## 2 自動上訴制の導入を

死刑確定者に対する恩赦、減刑等が一切なされていない現実を踏まえ、これらを実際に利用可能とすることのほか、「第一審における死刑の有罪判決の効力を未確定とし、死刑事件に義務的な再審査の制度を導入すること」として、自動上訴制の導入についても前回審査以上に具体的な表現で勧告しました。日本には死刑判決に対する自動上訴制がないため、2009年に始まった裁判員裁判の下でも既に4件の死刑判決が確定しているほか(審査時点)、1993年以降に死刑を執行された死刑確定者の3割以上は最高裁による審理を経ずに刑が確定しているという厳然たる事実<sup>16</sup>を踏まえたものです。

16 The Death Penalty Project「日本における死刑制度 日本の自由権規約の下での法的順守義務及び世論の死刑への態度についての報告書」(日本語版) 25~26頁参照。

## 3 直前まで死刑執行が告知されない

日本では、過去約40年にわたり、死刑の執行日時を事前に死刑確定者本人やその家族に告知しない実務が行われてきました。ある朝、突然、死刑の執行を言い渡された確定者は、そのまま死刑を執行され、家族や弁護士がその事実を知らされるのは、執行が終わった後のことです。死刑を存置している多くの国々でも一定期間前に執行日を告知し、家族との最後の面会や遺書を残すことは認められています。委員会はこのような取扱いを「明確な人権侵害」とした上で、死刑確定者及びその家族に対し、死刑執行の日時を事前に通知することを勧告しました。

また、日本の刑事訴訟法第479条第1項は「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する」と定めています。ところが、実際には、重篤な精神疾患が疑われるにもかかわらず死刑が執行された事例があり、この条文が十分に機能しているかどうかについての疑念があります。そこで委員会は、「死刑確定者に精神疾患があることについて信頼し得る証拠がある場合は、その全ての事案について独立した検討を確実に行うこと。さらに、締約国は、刑事訴訟法第479条第1項に従って、精神疾患を持つ被拘禁者は執行されないことを確実にすべき」であると勧告しました。

## 4 死刑廃止の可能性を検討すること

2000年代に入ってから年間1~4件で推移していた死刑執行数は、第1回審査以降、とりわけ2007年と2008年に急増しました(表2)。その後、民主党政権下で一時的に死刑執行数が減り、2011年には1992年以来、約20年ぶりに死刑執行のない年となったものの、その後は再び増加傾向にあります。死刑を科し得る犯罪の数も、前回審査時の18犯罪から19犯罪へと増えました<sup>17</sup>。こうした状況は、死刑廃止へ向かう世界の潮流(表1)のなかでも、際だって特異なものです。

このような日本の現状を受けて、委員会は、新たに重要な勧告を行いました。日本政府に対し「死刑廃止の可能性を検討すること」を求めたのです。国連自由権規約委員会は、2008年の第5回審査において「死刑の廃止

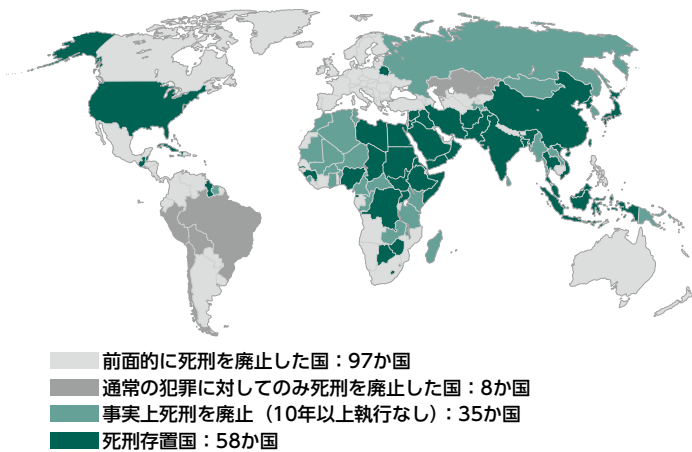
17 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第4条(2009年)

を前向きに検討」するようにとの勧告を行っていますが、委員会が明確に日本政府に対し、死刑廃止を検討するよう勧告するのは今回が初めてのことです。

今回は、フォローアップ情報の対象としても死刑に関

する法的セーフガード等の問題が掲げられたように、日本の死刑制度の現状は、委員会によっても喫緊の重要課題と位置付けられています。

世界の死刑（2013年5月現在）

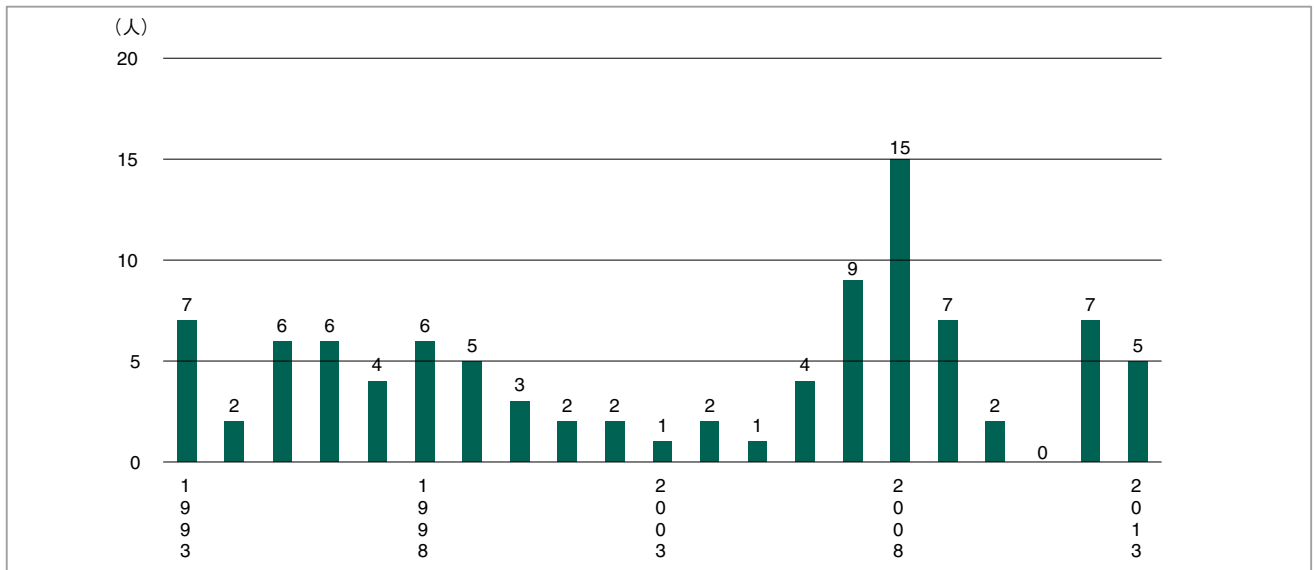


提供：アムネスティ・インターナショナル日本

表1  
死刑廃止国と存置国、存置国における執行状況  
(2013年7月現在)<sup>18</sup>

死刑廃止国： 140か国	法律上の廃止国 105か国
	事実上の廃止国 <sup>19</sup> 35か国
死刑存置国： 58か国	2012年中に死刑執行せず：37か国
	2012年中に死刑を執行：21か国
うち、死刑執行数が多かった上位10か国（執行数）： 1. 中国（不明） 2. イラン（314+） 3. イラク（129+） 4. サウジアラビア（79+） 5. アメリカ合衆国（43） 6. イエメン（28+） 7. スーダン（19+） 8. アフガニスタン（14） 9. ガンビア（9） 10. 日本（7）	

表2  
死刑執行数の推移（1993年—2013年7月）



18 アムネスティ・インターナショナル及び国際人権連盟の調査に基づき作成。なお、表中の数字は、両団体の調査により確認することができた数字であるため、これを上回る可能性がある。

19 アムネスティ・インターナショナルの分類による。すなわち、「殺人のような通常の犯罪に対して死刑制度を存置しているが、過去10年間に執行がなされておらず、死刑執行をしない政策又は確立した慣例を持っていると思われる国。死刑を適用しないという国際的な公約をしている国も含まれる。」

## 1 国内人権機関の早期の創設を

委員会は総括所見16項で、「締約国が普遍的定期的審査において行った誓約に留意しつつ、委員会は、締約国に対し、人権の促進及び擁護のための国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則（パリ原則）に則った独立した国内人権機関の設立を迅速に行うよう促す。」としています。日弁連は、政府機関から独立した国内人権機関の設置を強く求めてきましたが、今日に至るまで実現していません。

この勧告にいう「誓約」とは、国連人権理事会が行った普遍的定期的審査（UPR）（第1回2008年、第2回2013年3月）において、国内人権機関の設置が勧告され、日本政府がいずれにも勧告をフォローアップすると表明したことを指しています。

国連人権理事会は、条約機関ではなく、国連そのものの機関ですが、ここでは条約諸機関の勧告が履行されるべきことが次々と勧告されています。今回の委員会勧告では、日本政府に対して国連人権理事会での誓約の履行を求めています。

日本政府はこれまで、条約機関の勧告は単なる専門家集団の意見に過ぎず、正規の国連機関の意見ではないなどと弁明してきましたが、国連人権理事会の勧告には通用しない言い訳です。

## 2 人権教育について

条約第10条は、尋問と処遇に関わる法執行職員などの訓練に拷問の禁止に関する教育と情報を取り入れることを求めています。

委員会は総括所見17項において、「(a)すべての公務員、とりわけ裁判官、法執行官、刑務官や入国管理官が、条約の条項について認識することを確実にするために、さらに研修プログラムを開発し、かつ強化し；」、(b)定期的に、拷問の事件の調査や文書の作成に携わる医療従事者やその他の公務員に対して、イスタンブール議定書に基づく研修を提供し；」、(c)法執行官の研修において非政府組織の関与を奨励し；」、(d)ジェンダーに基づく暴力を含む拷問及び虐待予防と絶対的禁止に関する研修プログラムの効果と影響を評価すべきである。」としました。

ここに言及されているイスタンブール議定書とは、1999年に国連の公式文書となった「拷問及びその他の残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は処罰に関する効果的な調査と報告についてのマニュアル」のことであり、通称イスタンブール議定書と呼ばれています。このマニュアルには、物理的・精神的暴行に対してどのように証拠を保全していくべきかが記されていま

### column 国内人権機関の地位に関するパリ原則とは

#### 「人権の促進及び擁護のための国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則」（パリ原則）

【1993年12月20日国連総会決議】

##### 権限と責任を通じての独立性

- 1 国内人権機関は人権を伸長及び保護する権限を付与される。
- 2 できる限り広範な職務を与えられ、その構成と権限の範囲は憲法または法律で定める。
- 3 人権の伸長、保護に関するあらゆる事柄について、自らの権限で政府、議会その他関連当局に対し、意見、勧告、提案及び報告を提出すること。

##### 構成の多元性の保障

国内人権機関の構成と構成員の任命は、人権にかかわる社会集団の多元的な代表を確保できる手続により行われる。

##### 財政上の自立を通じた独立性

その活動を円滑に行える基盤、特に財源を持ち、政府の財政統制の下に置かれず、自らの職員と建物を持つことを可能とすること。

##### 任命及び解任手続を通じての独立性

真の独立の前提である構成員の安定した権限を確保するため、一定の期間を定めた公的な決定によって任命されること。

##### 活動の方法

- 1 問題につき自由に検討、調査、協議し、司法その他の機関と協議し、広報し、NGOとの関係を発展させること。
- 2 調停を通じての解決を図ること。
- 3 法律、規則、行政慣行の改正や改革を勧告すること。

# 予防 一人権教育，賠償などをめぐって—

す。

前回の勧告においては、「委員会は、人権教育、特に女性及び子どもの特別な人権についての教育が、組織的には、刑事拘禁施設の職員に対して提供されているだけで、警察留置場の職員、取調官、裁判官及び入管収容施設の保安担当職員に対する教育カリキュラムには十分に含まれていないこと」に懸念を表し、「捜査官に対する人権教育のカリキュラムを公表するべき」としていました。

刑事被収容者処遇法には人権研修が法定され（第13条第3項）、人権研修が実施されています。最近、受刑者が刑務官から暴行を受けた事件の刑務官による暴力事件に関する国賠訴訟における和解の中で、東京拘置所長が被害者に賠償金を支払い、謝罪しただけでなく、刑事施設視察委員会の委員など外部有識者による人権研修、実務に即し行動科学的、心理学的な技法等を取り入れた研修を行うことを約束した例があります。刑務官だけでなく捜査官や留置施設職員などの法執行職員に対する人権研修をさらに充実していく必要があります。



UPR審査国内フォローアップ会議（2008）  
（右が政府関係者，左が市民団体，中が国会議員）

## 3 賠償及びリハビリテーションについて

委員会は、総括所見18項において、時効や外国人に対する相互主義規定など補償を受ける権利についての制限などについて懸念を表明し、「締約国が拷問の被害者に対して提供すべき完全な救済を行う義務の内容と範囲を明確にした条約第14条についての一般的意見3（2012）を参照しつつ、委員会は、締約国に対し、拷問又は虐待の行為のすべての被害者が、公正かつ適切な補償を含む救済を受ける権利、できるだけ完全なリハビリテーションを受ける権利、及び真実への権利を完全に行使することができるよう確保するための努力を強化するよう」勧告しました。

拷問被害者に対する賠償は、刑事施設や入管収容施設において肉体的な傷害を負ったようなケースであっても非常に不十分でした。この種の国家賠償事件の多くは公平に審理されていたとはいえません。しかし、名古屋刑務所事件や宮城刑務所事件などでは刑務官による暴力を認めた判決が確定しました。このような事件における原告勝訴例も漸増しており、改善の兆しは見られます。

国家賠償法第6条の規定する相互保証主義は、被害者が外国人である場合、本国の法制において日本人の被害について国家賠償責任が認められている場合でなければ法的責任がないとしています。しかし、この規定については憲法第17条が「何人も」国家賠償を求めることができるとしていることとも整合しません。国連自由権規約の第2条及び第26条は、国民的出身（国籍）による差別なく、平等かつ効果的な保護をすべてのものに対して保障していますが、相互保証主義はこのような規約にも反する疑いがあります。相互保証主義条項は速やかに法改正されるべきです。



東京弁護士会主催「2012年夏休みジュニアロースクール」

## 1 被害者中心の即時かつ効果的措置を

日本軍「慰安婦」問題については、国連の各人権条約機関は度重なって厳しく勧告していますが、今回の委員会による審査の直前に日本維新の会の共同代表であり大阪市長である橋下徹氏が、「軍隊に『慰安婦』制度は必要であった、在日米国海兵隊司令官に風俗業を活用してほしい。」などと発言しました。委員会はこの点も重視し、総括所見19項において、一般的意見3（2012）を踏まえて、即時かつ効果的な立法的及び行政的措置をとり、「慰安婦」の諸問題について被害者中心の解決策をとるよう強く求めました。特に「(a) 性奴隷制の犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑罰をもって処罰すること；」、 「(b) 政府当局や公的な人物による事実を否定し、かつ、そのような非を繰り返すことによって被害者に再び精神的外傷を与えようとする試みに反駁すること；」、 「(c) 関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること；」、 「(d) 被害者の救済を受ける権利を認め、よって、金銭賠償、満足の措置（訳注：satisfaction, 金銭賠償以外の謝罪や再発防止措置等を指す）、可能な限り完全なりハビリテーションのための手段を含む、完全かつ効果的な補償を、被害者に提供すること；」、 「(e) 締約国による条約上の義務のさらなる違反を防止する手段として、この問題について公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を記載すること。」を要求しました。



1991年に日本軍「慰安婦」であることを初めて名乗り出た韓国の金学順さん  
撮影：柴崎温子氏

## 2 フォローアップの対象にも選ばれた慰安婦問題

特に、真実への権利やこれに対する政府の義務を踏まえて、政府当局者や公人による事実の否定に反駁することや関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査することを強調していますが、政府は、「慰安婦」問題についての文書の収集や公表に消極的であり、橋下氏の発言を含む「慰安婦」についての暴言に対して断固たる姿勢を取っておらず、この勧告の実現は喫緊の課題です。

日本軍性奴隷制の被害者は高齢となり訃報が相次ぐなか、委員会は、総括所見29項のフォローアップ事項において、被害者への救済と賠償についてのフォローアップ情報を求めました。しかしながら、この勧告後、政府は、参議院議長に提出した答弁書において、委員会の勧告の上記(b)及び(c)等の勧告についての必要な措置についての政府の見解として、「勧告は、法的拘束力を持つものではなく」、条約は締約国に対して「当該勧告に従うことを義務付けているものではない理解している」としています。

## 3 包括的戦略、司法へのアクセスを重視した女性に対する暴力への対応を求める

女性に対する暴力に対する国家の対応については、政府は報告書に条約第16条の対象外であると記載しました。しかし、委員会は政府の対応の不十分さを重く見て、またこれまでのこの分野での各人権条約機関の勧告にもかかわらず進展が少ないことを踏まえ、総括所見20項において、「委員会による前回の勧告（パラグラフ25）及び女性差別撤廃委員会の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/6, パラグラフ31～34）を踏まえ、「締約国は、ドメスティック・バイオレンス、近親姦及び婚姻内強姦を含む強姦を含む、ジェンダーに基づくあらゆる形態の虐待を予防し、かつ訴追する取組を、特に以下によって強化すべきである：(a) 法的、教育的、財政的、社会的な要素を含む、女性に対する暴力の根絶撤廃のための、一貫性があり、かつ、包括的な国家戦略を採用し、実行すること；(b) こうした暴力の被害者に、告訴の仕組みへのアクセスを保障し、被害者の身体的・心理的リハビリテーションを促進すること。こうした支援は、締約国内の外国軍隊を含むすべて軍の職員による被害者にも拡大



されるべきである；(c) 女性に対するすべての暴力事件を、迅速、効果的、かつ、公平に捜査し、責任を負う者を起訴すること。委員会は、締約国に対し、性犯罪を被害者による告訴なしで起訴されることを確保するよう、法を改正することを促す；(d) すべての形態の女性に対する暴力及びジェンダーに基づく暴力について、公衆の意識を向上させるキャンペーンを拡大すること。」と勧告しました。前回の第1回審査の際には、NGOによる積極的な情報提供がなされ、かなり詳細な勧告が出されていたこともあり、今回はやや簡略な勧告となりましたが、首尾一貫した包括的国家戦略、司法へのアクセスを重視した点のほか、改めて外国軍隊を含むすべての軍職員による被害者への支援を強調したことは大きな意義があります。

## 4 人身売買について支援のための被害者の認定と加害者の処罰を求める

人身売買については、総括所見21項において、人身取引に関する国連特別報告者エゼイロ氏による勧告 (A/HRC/14/32/Add.4) を完全に実施することが要求され、「(a) 人身取引の被害者が、身体的及び心理的回復のための十分な支援が提供されること；(b) 人身取引の被害者が違法移民と誤認され、救済を受けられずに強制退去させられることのないよう、明確な被害者の認定手続を創設すること；(c) 加害者が起訴され、適切な刑罰で処罰されること；(d) これらの点について関連する公務員に専門的な研修が提供されること。加えて、締約国は、

人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（パレルモ議定書）の批准を検討するべきである。」と、特に求められました。



【審査の状況】  
NGOミーティング（委員会に対するNGOのプレゼンテーション）で発言する日弁連代表団



NGOの意見を聞く委員の皆さん

# 第8章 精神医療（精神保健ケア）

## 1 具体的な精神医療の中身に踏み込んだ委員会

前回の総括所見においては、①民間の精神保健指定医が精神障害者に対する拘束指示を出すに当たっての役割を担っていること、及び②患者からの不服申立てに対する司法による監督の不十分さの2点について懸念が表明されるとともに、公立及び私立の精神医療施設における拘束手続に対して司法による効率的かつ徹底した監督を確保するための措置をとるべきことが勧告されました。

このように、前回の総括所見が、いわば制度的・手続的問題についての懸念の表明と勧告であったのに対して、今回の総括所見では、非自発的な強制医療の件数が「非常に多数」であって、しかもその期間が「非常に長期間」とあるというように、具体的問題に対して、かなり強い調子で懸念が表明されており、この分野に対する委員会としての関心の高さ（懸念の強さ）が窺えます。NGOミーティング及び本審査においても、この分野に関して委員から数多くの質問がなされました。

## 2 自由を拘束されている患者数の減少が求められている

その上で、今回の総括所見では、前回に比して相当に詳細かつ具体的な勧告がなされています。すなわち、「(a) 非自発的治療と収容に対し効果的な司法的コントロールを確立すること、及び、効果的な不服申立ての機構を確立すること；(b) 外来及び地域でのサービスを進め、収容されている患者数を減らすこと；(c) 精神医療及び社会的ケア施設を含む、自由の剥奪が行われるすべての場において、効果的な法的なセーフガードが守られること；(d) 効果的な不服申立機構へのアクセスを強化すること；(e) 身体拘束と独居拘禁は避けられるべきであり、少なくとも、コントロールのための他のすべての代替手段が尽きた場合の最後の手段として、可能な限り短い期間、厳しい医療的監督下において用いられ、こうした行為はすべて適切に記録されること；(f) こうした拘束的な方法が過剰に使用され患者を傷つける結果をもたらした場合には、効果的で公平な調査が行われること；(g) 被害者に対して救済と賠償が提供されること；(h) 独立した監視機関がすべての精神医療施設に対して定期的訪問を行うことを確保すること。」というように、実に8項目にわたって詳細な勧告がなされました。

## 3 求められる政府の前向きな検討

このような詳細かつ具体的な勧告は、この分野における日本政府の意識の低さに対して委員会が危機感を表明したものと見ることもできます。前回の総括所見に基づくリスト・オブ・イシューズに対して2011年7月に日本政府が行った回答は、精神保健福祉法に基づく制度を抽象的に説明した上で、「現行法において十分に人権に配慮した手続が保障されている」と結論付けるのみであり、前回の総括所見における勧告及びリスト・オブ・イシューズによる情報提供の要請に対して正面から応えるものではありません。今回の審査における日本政府代表の説明も同様でした。今回の総括所見は「精神保健施設に対して運用上の制限を確立している精神保健福祉法にもかわらず」前述したような懸念を持たざるを得ないとされており、この分野において日本政府が何らの措置を講ずることなく同様の回答を繰り返すことは、もはや許されないというべきです。

なお、今回の総括所見では、「最後に」として、「拘束手段の過剰な使用についての効果的で公平な調査がしばしば欠けていること、及び、関連する統計データが欠けていること」への懸念も表明されています。前述のように、日本政府が精神保健福祉法による精神保健施設に対する運用上の制限の確立について抽象的な回答に終始し、必要な調査や統計データの収集を怠っていることに対する委員会の強い苛立ちの表れと捉えるべきです。総括所見において、あえて「締約国代表団の提供した追加情報にもかわらず」、また「精神保健ケアに関する計画についての対話の間に得られた情報を考慮しつつ」もなお、「引き続き懸念を有する」と表現されたことを忘れてはなりません。



子どもたちの健やかな未来を願って

# 第9章 子どもの人権

## 1 子どもの権利に関連する勧告は多数

条約及び条約第17条に基づいて設置された委員会が取り上げる問題の中で、子どもの人権が直接的に関係するものは多くあります。子どもに対する家庭内暴力との位置付けが可能な児童虐待、刑事施設内での子どもの処遇、子どもを客体とする人身売買、入国管理局及び人民認定法上の退去強制手続における未成年者の収容、「慰安婦」問題に関連した教科書問題（教科書検定制度）などです。もっとも、子どもの権利に関しては子どもの権利条約が直接的に規律しており、拷問禁止委員会による前回の総括所見においても、子どもの人権に関する問題が独立した項目として取り上げられることはありませんでした。

## 2 家庭内の体罰について厳しい勧告

しかし、その後のリスト・オブ・イシューズにおいて、初めて「家庭における体罰の禁止」という独立の問題が取り上げられました（総括所見31項）。

このリスト・オブ・イシューズでは、家庭における体罰を禁止するためにとった措置についての情報提供が求められていましたが、これに対する日本政府の回答は、残念ながら、締約国として著しく不誠実なものであったと断ぜざるを得ません。

すなわち、日本政府は、まず条約第16条の文言をそのまま引用した上で、「(同条は) 家庭内暴力等いわゆる私人による暴力を対象としていない」として、家庭における体罰の問題が条約第16条の射程外であると「回答」しました。しかしながら、家庭内における体罰の問題も、国が問題を認識した上で何らの措置を講ずることなく放置すれば、条約第16条の範疇に入るといふべきです。

もっとも、日本政府は、上記のような「回答」に引き続き、「いずれにせよ」との前置きをした上で、「家庭における体罰」に関して児童虐待防止法第3条が児童虐待を禁止していること、また同法第14条第1項が児童の親権を行う者に対してその適切な行使に配慮することを義務付けていることを挙げ、これをもって日本国政府としての回答としています。しかしながら、児童虐待防止法第3条は、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」として同条第2条に定める児童虐待を禁止しているだけであって、体罰の許否については触れていません。

児童虐待防止法第14条第1項も同様であって、親権の行使が「しつけ」を理由として児童虐待となることがないように配慮する義務を課しているにすぎないといえます。

問題の本質は、国連子どもの権利委員会が日本政府の第3回政府審査の総括所見（2010年）で懸念を表明しているように、現行法制下において体罰が明示的に禁止されておらず、他方において民法や児童虐待防止法が「適切なしつけ」を認めているため、「適切なしつけ」としての体罰が許容されているのか、言い換えれば「許容される体罰」という概念が存在するのかという点が不明確になっていることにあります。かかる不明確さを残したまま、抽象的に法律上の根拠を挙げても無意味です。

この点に関し、前記国連子どもの権利委員会の総括所見では、あらゆる場面での子どもに対する体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取扱いを法律によって明示的に禁止することが勧告されています（総括所見48項(a)）。同勧告から3年が経過した現在でも、同委員会の懸念事項は解消されていません。そして、今回の拷問禁止委員会の総括所見においては「体罰」という独立の項目が設けられ、その中で国連子どもの権利委員会が提起した前記の懸念が共有されるとともに、同委員会の前記勧告とほぼ同様の勧告がなされるに至りました（総括所見23項）。

2つの異なる条約に基づいて設置された委員会において、同様の懸念表明・勧告がなされた意義は重大であり、締約国としての責任もまた重大です。日本政府としては、かかる事態を真摯に受け止め、早急にあらゆる場面での子どもに対する体罰を法律によって明示的に禁止するための努力をする必要があります。2011年の懲戒権規定改正後、日本政府は、国連人権理事会による第2回目の普遍的・定期的審査において、民法第822条で許される懲戒は体罰とは異なる概念である（「This provision does not allow for corporal punishment.」）と報告するとともに、同審査報告書においても、学校及び家庭内の体罰は禁止されていると報告しています。その後の日本政府対応文書においても、日本政府は同報告書部分に異議を述べていません。さらに、日本政府は、第1回目の普遍的・定期的審査での、あらゆる形態の子どもへの体罰を明示的に禁止し、積極的かつ非暴力的な形態のしつけを促進すべきとの勧告（2008年）及び第2回目の普遍的・定期的審査での、子どもへの全ての状況における体罰を明示的に禁止すべきとの勧告について、いずれもフォローアップに同意しています（2013年）。

## 1 委員会・市民と政府との建設的な対話が求められている

モーリシャスのDomah委員の「中世」発言は取調べの項で紹介しました。これに対する日本政府の反応・対応は、大きく報道されました。

政府は、6月18日、紙智子参議院議員の質問主意書に対する答弁書を閣議決定しました。ここでは「(委員会の) 勧告は、法的拘束力を持つものではなく…締約国に対し、当該勧告に従うことを義務付けているものではない」と答えています。勧告に従う法的拘束力はないのは事実ですが、これまでは一貫して「勧告は尊重する」と述べてきました。これが「建設的対話」です。

委員会は、その一般的意見2の第4項において、締約国の拷問防止措置をとる義務(条約第2条)につき、「委員会の総括所見に従った、条約に基づく各々の国内法とその実行を継続的に検討し改善する義務がある」としています。締約国が、毎回の審査において、自国の制度と運用の無謬性を主張するだけであれば、条約に加入している意義はありません。締約国には、勧告を受けた事実とその内容を真摯に受け止め、改善に向けて努力を行う責務があります。

国際法からも、憲法からも、日本政府は自ら批准した条約によって設立された機関からの勧告について、誠実に尊重する義務があります(日本国憲法第98条第2項)。

## 2 拷問等禁止条約選択議定書とは

総括所見26項にて、UPR手続へのコミットメントに留意し、国内における議論を加速し、条約選択議定書(OPCAT)をできる限り速やかに批准することを勧告しました。

OPCATこそ、条約機関と国内組織との恒常的な協力と対話を可能にするメカニズムです。国際機関と国内の政府機関の関係が冷え切っている今こそ、この選択議定書



日本政府に対するUPR審査(2008)

の批准のための地道な議論を始めていきたいと考えます。

OPCATは、2002年12月に国連総会で採択され、2006年6月に発効した新しい議定書で、2013年7月の段階で締約国は69か国に達しています。その目的は、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」を防止するため、拘禁場所への国際的および国内的機関による定期的訪問制度を設置することにあります。OPCATのモデルとなったのはヨーロッパ拷問防止委員会(CPT)であり、2002年にOPCATが採択された際、日本弁護士連合会は日本政府に対して早期の批准を求める声明を発表しています。

OPCATは、国際機関と国内機関の「二本柱」によって成り立っています。すなわち、国際機関としては委員会の下に設置された拷問防止小委員会(Subcommittee on the Prevention of Torture, 略称SPT)があり、締約国の拘禁場所を定期的に訪問し、その拘禁状態や拷問等の防止について勧告を行います。他方、締約国は、拘禁場所を訪問する一つ以上の機関を設置・指定又は維持するものとされており、これが国内防止メカニズム(National Preventive Mechanism, 略称NPM)です。

## 3 国内防止メカニズムの機能

NPMには政府からの独立性が求められ、独立性を確保するために締約国には、①機能上及び人員の独立性を保障すること、②NPM専門家に要求される能力と専門知識を確保するための必要な措置をとること、③ジェンダーバランス・国内の民族的集団・少数者集団が代表されること、④NPMに必要な資源を利用可能とすること、⑤人権の促進及び擁護のための国内機構(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則・1993年12月20日国連総会決議48/134により採択)に十分な考慮を払うこと、が義務付けられています。NPMは、その権限として、①拘禁場所において自由を奪われている人の取扱いを定期的に検討し、②被拘禁者の取扱い及び状態を改善し、拷問等を防止するために、国連の関連規範を考慮に入れて関係当局に勧告し、③既存の立法又は立法案に関して提案・所見を提出します。そのためにNPMは、被拘禁者・拘禁場所とその位置、被拘禁者の取り扱いや拘禁状態に関するあらゆる情報へのアクセスの権利、あらゆる拘禁場所・施設・設備へのアクセスの権利を持ちます。また、被拘禁者や情報提供者との秘密面会の権利や、訪問する場所・面会する相手を自由に選択する権利、さらには拷

# 保障 —拷問防止議定書と国内防止メカニズム—

問防止小委員会との接触を持つ権利を保障されます。

国内防止メカニズムに対して情報（その真偽を問わない）を提供したことを理由として、個人又は組織に対して制裁が加えられ、あるいは侵害がなされることは許されません。また、NPMから勧告を受けた関係当局は、その勧告を検討し、可能な実施措置に関してNPMと対話に入ります。さらに締約国は、NPMの年次報告書を公表し、普及するものとされています。

NPMは原則として議定書の批准から1年以内に指定することが求められていますが、批准を促進する趣旨から、その期間は最大で5年まで延長可能です。先例を見ると、オンブズパーソン（不服申立機関）や国内人権機関（NHRI）をNPMとして指定する例が多く、またNPMは複数指定することも可能なため、実際に複合型のNPMもみられます。例えばニュージーランドでは、中心的・調整的機関として国内人権機関があり、具体的な訪問機関として4つの機関が指定されています。

## 4 日本の拘禁施設とNPM

日本がOPCATを批准した場合には、こういった機関がNPMとして想定可能でしょうか。前提として、選択議定書の対象となる拘禁場所としては、刑事施設（刑務所・拘置所）、警察留置場、入管収容施設、精神科病院（措置入院・医療保護入院の医療機関）、医療観察制度における指定入院医療機関、少年院・少年鑑別所、児童自立支援施設が考えられます。仮にNPMへと発展可能な既存の機関はどこか、を考えた場合、刑事施設に関しては刑事施設視察委員会又は刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会（不服検討会）、警察留置場については留置施設視察委員会、入管収容施設については入管収容施設視察委員会が思い浮かびます。精神科病院については、精神医療審査会が都道府県ごとに設置されていますが、この審査会には訪問の権限は保障されていません。その他の拘禁施設については、訪問や審査の機能を持つ外部機関は存在しません。

視察委員会は、施設当局からの独立性が極めて不十分であり、例えば弁護士会・医師会以外の委員推薦母体をどこにするかは、施設長の完全な裁量に委ねられていま

す。委員には刑事拘禁の専門家ではない地域市民が参加することが予定されており、現状ではNPMに求められる専門性を充足するものではありません。

他方、不服検討会は、学者（刑事法）・弁護士・医師・篤志面接委員経験者から成っており、視察委員会に比べると専門性は高いのですが、そもそも、国内人権機関が設置されるまでの事実上かつ暫定的機関として設置され発足した経緯から明らかなように、法的基盤がありません。また、全国に1つしかなく、独自の事務局を持たず自ら調査を行う態勢もなく、検討会の庶務は法務大臣官房秘書課が行っています。イギリスのプリズン&プロベーションオンブズマン制度は、計80名のスタッフを抱え、調査担当者だけで20名を超えるといえますから（2006年当時）、日本の体制がいかに貧弱かということが分かります。

いずれをNPMとして想定するにしても、乗り越えなければならない困難は決して小さくありません。しかし、このことは同時に、視察委員会や不服検討会のような既存の機関の質を、真に当局から独立し、国連規範に則って活動する高水準の人権機関へと、格段に引き上げるチャンスともなり得ます。例えば、全国の視察委員会が、国内法ではなく国際人権法を基準に勧告を行い、日本国内津々浦々の拘禁場所で国際人権基準の実施を求めることができます。もはや国際水準からかけ離れた国内法の細かい解釈などは意味を持たなくなり、これが国内の人権状況の改善に与える効果は絶大だと考えられます。<sup>21</sup>



拷問等禁止条約の選択議定書の批准を求める日弁連主催のシンポジウム（2009）

20 今回の拷問禁止委員会審査の中で、イタリアのBRUNE委員が「刑事施設視察委員会が視察に事前の予告なしに訪問するのが認められているのか」と質問し、日本政府が、「事前に予告することは法律上義務付けられていない。実効性のある視察のためには事前に打ち合わせることが多い。」と答えた。

21 桑山亜也ほか「拘禁施設内における拷問等防止の意義～日本における国内防止メカニズム（National Prevention Mechanism）の実現を探る」（龍谷大学矯正保護センター年報6号（2009年）所収）はスウェーデン、イギリス、ニュージーランドなどにおけるNPM設立の経緯を紹介し、日本では、これらを統轄する機関を設立し、既存の諸機関の見直しを基本として、NPMのあり方を考えていくべきであるとしている。

日本の第2回定期報告についての総括所見  
拷問禁止委員会の第50会期（2013年5月6日～31日）において採択

1. 拷問禁止委員会は、2013年5月21日及び22日に開催された第1152回及び第1155回の会合において、日本の第2回定期報告書（CAT/C/JPN/2）を審査し、2013年5月29日の第1164回の会合において、以下の総括所見を採択した（CAT/C/SR.1164）。

#### A 序論

2. 委員会は、締約国が選択的報告手続を受け入れ、その下で定期報告書を提出したことに感謝を表明する。これは、締約国と委員会との協力関係を向上させ、政府代表団との対話のみならず報告書の検討を焦点化されたものにするからである。
3. 委員会は、締約国のハイレベルの代表団との間で行われた建設的な対話、また代表団から提供された追加的な情報及び説明を歓迎する。

#### B 肯定的側面

4. 委員会は、委員会が以下の国際文書を批准等したことを歓迎する：
  - (a) 2009年7月23日、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約；
  - (b) 2007年10月1日、国際刑事裁判所に関するローマ規程。
5. 委員会は、締約国によってとられた以下の立法措置を歓迎する：
  - (a) 2009年7月に発効した、出入国管理及び難民認定法の改正；
  - (b) 2008年1月に発効した、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正。
6. 委員会は、締約国によってとられた以下の行政その他の措置を歓迎する：
  - (a) 2011年7月、最高検察庁に監察指導部が設置されたこと；
  - (b) 2010年12月、第三次男女共同参画基本計画が承認されたこと；
  - (c) 2010年7月、入国者収容所等視察委員会の新設；
  - (d) 2009年12月、人身取引対策行動計画2009の策定。
  - (e) 2008年1月、警察捜査における取調べ適正化指針のとりまとめ。

#### C 主な懸念事項及び勧告

##### 拷問の定義

7. 委員会は、締約国が条約第1条に含まれる全ての要素を含めた拷問の定義を採用するためのいかなる措置も講じていないことを懸念する（第1条）。

委員会は、締約国は条約第1条に含まれる拷問の定義を、適切な刑罰と共に、特定の犯罪として拷問を特徴づけるすべての構成要件を含める形で国内法に取り込むべきであるという前回の総括所見（CAT/C/JPN/CO/1、パラグラフ10）における勧告を繰り返す。委員会は、締約国による条約第2条の実施に関する委員会の般的意見2を参照し、締約国が条約に従い、他の犯罪と区別した形で拷問の犯罪を定め、定義することによって、拷問を防止するという条約の全体的な目的を直接に進めることになることを懸念する。

##### 時効

8. 委員会は、2010年4月の法26号が一定の犯罪について時効を廃止し、あるいは延長したことに留意するが、時効が拷問未遂行為及び拷問の共謀又は拷問への加担となるような何人による行為を含め、拷問及び虐待に当たる行為に対する時効が残っていることを懸念する（第4条及び第12条）。

委員会は、条約第4条で求められているように、時間の制限なく、拷問に当たる行為をした者が行為の重大性に応じて訴追及び処罰されるように、締約国が時効に関する立法を条約上の義務と完全に一致させるべきであるという前回の総括所見（パラグラフ12）における勧告を繰り返す。

##### ノン・ルフールマン原則と退去強制を控えた収容

9. 委員会は以下の事項を懸念する：
  - (a) 出入国管理及び難民認定法に基づく退去強制を命じられた庇護申請者に対して長期の場合によっては期限の定めのない収容を行っていること、及び、こうした収容決定に対して独立した再審査がないこと；
  - (b) 庇護申請者に対する収容以外の措置を制限的にしか行っていないこと；
  - (c) 入国者収容所等視察委員会が効果的に任務を果たせるための資源と権限が不足していること、及び、同委員会の委員が法務省及び入国管理局により任命されること；
  - (d) しばしば過剰収容となり、通訳を雇用する資源を欠く児童相談所に保護者を伴わない子どもを収容すること；

United Nations  
Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman  
or Degrading Treatment or Punishment

CAT/C/JPN/CO/2

Distr.: General  
28 June 2013  
Original: English

#### Committee against Torture

Concluding observations on the second periodic report of Japan, adopted by the Committee at its fiftieth session (6-31 May 2013)

1. The Committee against Torture considered the second periodic report of Japan (CAT/C/JPN/2) at its 1152nd and 1155th meetings, held on 21 and 22 May 2013 (CAT/C/SR.1152 and 1155), and adopted the following concluding observations at its 1164th meeting, held on 29 May 2013 (CAT/C/SR.1164).

#### A Introduction

2. The Committee expresses its appreciation to the State party for accepting the optional reporting procedure and for having submitted its periodic report under it, as it improves the cooperation between the State party and the Committee and focuses on the examination of the report as well as the dialogue with the delegation.
3. The Committee welcomes the constructive dialogue held with the State party's high-level delegation as well as the additional information and explanations provided by the delegation.

#### B Positive aspects

4. The Committee welcomes the State party's ratification of the following international instruments:
  - (a) The International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance, on 23 July 2009;
  - (b) The Rome Statute of the International Criminal Court, on 1 October 2007.
5. The Committee welcomes the following legislative measures taken by the State party:
  - (a) The revision of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, which came into effect in July 2009;
  - (b) The revision of the Act on the Prevention of Spousal Violence and Protection of Victims, which came into effect in January 2008.
6. The Committee welcomes the following administrative and other measures taken by the State party:
  - (a) The establishment of the Inspection Guidance Division at the Supreme Public Prosecutors Office, in July 2011;
  - (b) The approval of the Third Basic Plan for Gender Equality, in December 2010;
  - (c) The creation of the Immigration Detention Facilities Visiting Committee, in July 2010;
  - (d) The adoption of the 2009 Action Plan to Combat Trafficking in Persons, in December 2009;
  - (e) The compilation of the Policy on Ensuring Propriety of Examination in Police Investigations, in January 2008.

#### C Principal subjects of concern and recommendations

##### Definition of torture

7. The Committee is concerned that the State party has not taken any measures to adopt a definition of torture that covers all the elements contained in article 1 of the Convention (art. 1).

The Committee reiterates the recommendation made in its previous concluding observations (CAT/C/JPN/CO/1, para. 10) that the State party incorporate into domestic law the definition of torture as contained in article 1 of the Convention, encompassing all its constituent elements which characterize torture as a specific crime with appropriate penalties. The Committee considers, referring to its general comment No. 2 (2007) on implementation of article 2 by States parties, that States parties will directly advance the Convention's overarching aim of preventing torture by naming and defining the offence of torture in accordance with the Convention and distinct from other crimes.

##### Statute of limitations

8. While noting the Act No.26 of April 2010 abolishing or extending the statute of limitations for certain crimes, the Committee is concerned that the statute of limitations remains in place for acts of torture and ill-treatment, including attempts to commit torture and acts by any person which constitute complicity or participation in torture (arts. 4 and 12).

The Committee reiterates its previous recommendation (para. 12) that the State party bring its legislation on the statute of limitations fully in line with its obligations under the Convention, so that perpetrators of acts of torture are prosecuted and convicted in accordance with the gravity of the acts, as required by article 4 of the Convention, without time limitations.

##### Non-refoulement and detention pending deportation

9. The Committee expresses its concern about:
  - (a) The use of lengthy, and in some cases, indefinite detention for asylum seekers under a deportation order according to the Immigration Control and Refugee Recognition Act (ICRRA) as well as the lack of independent review of such detention decision;
  - (b) The restrictive use of alternatives to detention for asylum seekers;
  - (c) The lack of resources and authority of the Immigration Detention Facilities Visiting Committee to effectively discharge its mandate, as well as the appointment of its members by the Ministry of Justice and the Immigration Bureau;
  - (d) Detention of unaccompanied children in Child Consultation Centres, which are often overcrowded and lack resources for hiring interpreters;

- (e) 条約第3条に定められるとおり、拷問にさらされる可能性のある国への送還を禁止する出入国管理及び難民認定法第53条第3項の効果的な履行が欠如していること（第3条、第11条及び第16条）。
- 委員会の前回の勧告（パラグラフ14）及び日本への訪問調査を受けた2011年の移住者の人権に関する特別報告者の勧告（A/HRC/17/33/Add.3、パラグラフ82）に照らし、締約国は以下のことをすべきである：
- (a) 移民又は庇護申請者の収容及び退去強制に関するすべての立法及び運用を条約第3条に下での絶対的な原則であるノン・ルフールマン原則に一致させる努力を継続すること；
- (b) 庇護申請者の収容は最後の手段としてのみ使われ、収容が必要な場合でも収容期間を可能な限り短くするようにして、強制退去を控えた収容の期間に上限を導入すること；
- (c) 出入国管理及び難民認定法に定められた収容以外の選択肢をさらに利用するようにすること；
- (d) 特に、効果的な収容所の監視ができるようにするための適切な資源及び権限を与え、収容された移民又は庇護申請者からの不服申立てを受け、審査することができるようにすることにより、入国者収容所等視察委員会の独立性、権限、効果をより強化すること；
- (e) 1954年の無国籍者の地位に関する条約及び1961年の無国籍者の削減に関する条約への加盟を検討すること。

#### 代用監獄

10. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下で、警察の捜査と拘禁の機能が正式に分離されていることに留意しつつも、委員会は、代用監獄制度にセーフガードが欠如し、締約国の条約上の義務遵守を低下させていることに深刻な懸念を表明する。特に、この制度の下で、被疑者が、とりわけ逮捕から最初の72時間は弁護士へのアクセスが制限され、保釈の可能性がない状態で最長23日間、拘禁されうることと深く遺憾に思う。警察留置場での起訴前拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如、独立した効果的な査察及び不服申立メカニズムの欠如もまた、深刻な懸念事項である。さらに、委員会は、こうした起訴前拘禁制度の廃止ないし改革は必要ではないとの締約国の立場（A/HRC/22/14/Add.1.パラグラフ147.116）を遺憾とする（第2条及び第16条）。

委員会は前回の勧告（パラグラフ15）を繰り返す。すなわち締約国は：

- (a) 捜査と拘禁の機能の分離を実際にも確保するため、立法その他の措置をとり；
- (b) 被拘禁者が警察留置場において拘禁される最長期間を限定し；
- (c) 起訴前拘禁におかれたすべての被疑者に、独立した医療的援助を受ける権利及び親族と接触する権利のみならず、取調べの過程を通じて弁護人に秘密にアクセスする権利、逮捕時点から法律扶助を受ける権利、自己の事件に関する全ての警察記録にアクセスする権利を含め、すべての基本的な法的保護措置を保障し；
- (d) 締約国の法と実務を国際基準に完全に合致させるため、代用監獄制度の廃止を検討するべきである。

#### 取調べ及び自白

11. 委員会は、有罪判決は自白だけに基づくものではなく、取調べの指針が、確実に被疑者が犯罪について自白を強要されないようにしているという締約国の発言に加え、拷問及び虐待のもとで獲得された自白が法廷で証拠として許容されないことを規定する日本国憲法第38条第2項及び刑事訴訟法第319条第1項について留意する。しかしながら、委員会は以下の事項について依然として深刻な懸念を抱いている：

- (a) 締約国の司法制度が、実務上、自白に強く依存しており、自白はしばしば弁護士がいない状態で代用監獄での拘禁中に獲得される。委員会は、叩く、脅す、眠らせない、休憩なしの長時間の取調べといった虐待について報告を受けている；
- (b) すべての取調べの間、弁護人を立ち会わせることが義務的とされていないこと；
- (c) 警察拘禁中の被拘禁者の取調べが適切な行為であることを証明するための手段が欠けていること、特に、連続的な取調べの持続に対して厳格な時間制限がないこと；
- (d) 被疑者及びその弁護士から検察官に申し立てられた取調べに関する141件の苦情のうち、一件も訴訟に至っていないこと。（第2条及び第15条）

委員会は、締約国が、条約第15条はもとより、日本国憲法第38条第2項、刑事訴訟法第319条第1項に従い、拷問及び虐待のもとで獲得された自白が法廷における証拠として許容されないことを実務上確実にするために、すべての必要な手段をとるべきであるという、前回の勧告（パラグラフ16）を繰り返す。とりわけ以下の措置をとるべきである：

- (a) 取調べ時間の長さについて規程を設け、その不遵守に対しては適切な制裁を設けること；
- (b) 刑事訴訟における立証の第一次的かつ中心的な要素として自白に依拠する実務を終わらせるために、犯罪捜査手法を改善すること；
- (c) 取調べの全過程の電子的記録といった保護措置を実施し、その記録が法廷で利用可能とされることを確実にすること；
- (d) 委員会に対し、強制・拷問もしくは脅しのもとでの自白、あるいは長時間の逮捕ないし拘禁の後においてなされた自白であって、刑事訴訟法第319条第1項に基づき証拠として許容されなかった自白の数を通知すること。

#### 不服申立の仕組み

12. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもとで設けられた不服申立制度に関する情報にもかかわらず、委員会は、警察に拘禁されている人を含め、自由を奪われた人に対する拷問及び虐待の訴えを受理し、これについて公平な調査を行い、かつ、責任があると認められた公務員が適切に処罰されることを確実にするための、独立かつ効果的な不服申立の仕組みが欠如していることに、依然として懸念を有する。委員

- (e) The lack of effective implementation of article 53(3) of the ICRRA, which prohibits the removal of a person to any country where he or she may be subject to torture, as proscribed in article 3 of the Convention (arts. 3, 11 and 16) .
- In light of the previous recommendations made by the Committee (para. 14) as well as by the Special Rapporteur on the human rights of migrants, following his mission to Japan in 2011 (A/HRC/17/33/Add.3, para. 82) , the State party should:
- (a) Continue its efforts to bring all legislation and practices relating to the detention and deportation of immigrants or asylum seekers in line with the absolute principle of non-refoulement under article 3 of the Convention;
- (b) Ensure that the detention of asylum seekers is only used as a last resort, and when necessary, for as short a period as possible, and introduce a maximum period of detention pending deportation;
- (c) Further utilize alternatives to detention as provided for in the Immigration Control and Refugee Recognition Act;
- (d) Strengthen the independence, authority and effectiveness of the Immigration Detention Facilities Visiting Committee, inter alia, by providing appropriate resources and authority to ensure effective monitoring detention centres and allowing them to receive and review complaints from immigrants or asylum seekers in detention;
- (e) Consider acceding to the 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons and the 1961 Convention on the Reduction of Stateless.

#### Daiyo Kangoku (substitute detention system)

10. While noting the formal separation of the police functions of investigation and detention under the Act on Penal Detention Facilities and Treatment of Inmates and Detainees, the Committee expresses its serious concern at the lack of safeguards in the Daiyo Kangoku system, which mitigates the State party's compliance with the obligations under the Convention. In particular, the Committee deeply regrets that under this system, suspects can be detained in police cells for a period up to 23 days, with limited access to a lawyer especially during the first 72 hours of arrest and without the possibility of bail. The lack of effective judicial control over pretrial detention in police cells and the lack of an independent and effective inspection and complaints mechanism are also a matter of serious concern. Furthermore, the Committee regrets the position of the State party that the abolition or reform of the pretrial detention system is unnecessary (A/HRC/22/14/Add.1, para. 147.116) (arts. 2 and 16) .

The Committee reiterates its previous recommendations (para. 15) that the State party:

- (a) Take legislative and other measures to ensure, in practice, separation between the functions of investigation and detention;
- (b) Limit the maximum time detainees can be held in police custody;
- (c) Guarantee all fundamental legal safeguards for all suspects in pretrial detention, including the right of confidential access to a lawyer throughout the interrogation process, and to legal aid from the moment of arrest, and to all police records related to their case, as well as the right to receive independent medical assistance, and to contact relatives;
- (d) Consider abolishing the Daiyo Kangoku system in order to bring the State party's legislation and practices fully into line with international standards.

#### Interrogation and confessions

11. The Committee takes note of article 38(2) of the Constitution and article 319 (1) of the Code of Criminal Procedure stipulating inadmissibility in court of confessions obtained under torture and ill-treatment as well as the State party's statement that convictions are not based solely on confessions and that interrogation guidelines ensure that suspects cannot be compelled to confess to a crime. However, the Committee remains seriously concerned that:

- (a) The State party's justice system relies heavily on confessions in practice, which are often obtained while in the Daiyo Kangoku without a lawyer present. The Committee has received reports about ill-treatment while interrogated, such as beating, intimidation, sleep deprivation, and long periods of interrogations without breaks;
- (b) It is not mandatory to have defence counsel present during all interrogations;
- (c) The lack of means for verifying the proper conduct of interrogations of detainees, while in police custody, in particular the absence of strict time limits for the duration of consecutive interrogations;
- (d) None of the 141 complaints concerning interrogations filed to the public prosecutors by suspects and their defence counsels resulted in a lawsuit. (arts. 2 and 15) .

The Committee reiterates its previous recommendations (para. 16) that the State party take all necessary steps to in practice ensure inadmissibility in court of confessions obtained under torture and ill-treatment in all cases in line with article 38(2) of the Constitution, article 319(1) of the Code of Criminal Procedure as well as article 15 of the Convention by, inter alia:

- (a) Establishing rules concerning the length of interrogations, with appropriate sanctions for non-compliance;
- (b) Improving criminal investigation methods to end practices whereby confession is relied on as the primary and central element of proof in criminal prosecution;
- (c) Implementing safeguards such as electronic recordings of the entire interrogation process and ensuring that recordings are made available for use in trials;
- (d) Informing the Committee of the number of confessions made under compulsion, torture or threat, or after prolonged arrest or detention, that were not admitted into evidence based on article 319(1) of the Code of Criminal Procedure.

#### Complaint mechanism

12. Notwithstanding the information on the appeal systems established under the Act on Penal Detention Facilities and Treatment of Inmates and Detainees (2007) , the Committee remains concerned about the lack of an independent and effective complaint mechanism for receiving and conducting impartial investigations into allegations of torture and ill treatment of persons deprived of their liberty, including

会または、国家賠償を求める訴え、ないし懲戒処分に関する情報がないことを遺憾とする（第2条、第4条、第12条、第13条及び第16条）。

委員会は、前回の勧告（パラグラフ21）を繰り返す。すなわち締約国は：

- (a) 不服申立に特化した独立かつ効果的な機関の設立を検討し、公務員による拷問及び虐待のすべての訴えについての迅速・公平かつ完全な調査及び、事案の重大性を考慮して、責任のある公務員を訴追し、刑罰をもって処罰することを確実にすること；
- (b) 実際上、不服申立人が、その申立ないし何らかの証言を行った結果としてなされるいかなる報復からも、保護されることを確実にすること；
- (c) 分類統計を含め、拷問及び虐待につき公務員に対してなされた不服申立の数についての情報、同様に、刑事手続と懲戒手続の双方の手続きの結果に関する情報を収集すること。

#### 拘禁状況

13. 拘禁状況を改善し、刑事施設の定員を増加させるための締約国の努力にもかかわらず、委員会は依然として以下の点に懸念を有する：

- (a) 女子刑務所を含む一定の施設における過剰収容；
- (b) 拘禁施設内での医療への不十分なアクセスと医療スタッフの深刻な不足；
- (c) 刑務所において心の健康に関するケアが十分に提供されていないこと、及び、精神疾患のある受刑者に対して独居拘禁が広範に使用されており、それによって自殺企図のリスクが増加していることを示す報告；
- (d) 第二種手錠や拘束衣といった拘束具の使用に関して、十分な保護手段及び監視メカニズムが欠如していること（第11条及び第16条）。

締約国は、以下の措置を講ずることによって、国連被拘禁者処遇最低基準規則に適合した形で刑事施設における拘禁条件を改善するための努力を強化するべきである：

- (a) 特に、非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルール）と女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコクルール）に照らし、拘禁の代替としての非拘禁措置の広い適用を通じて、高い過剰拘禁率を引き下げることに；
- (b) 自由を奪われたすべての人のために心身の健康に対する十分なケアを提供すること；
- (c) 条約の下における締約国の義務を遵守するために、第二種手錠の使用とその使用時間の長さを厳格に監視すること、及び、被拘禁者を拘束する器具の使用を完全に禁止することを検討すること。

#### 独居拘禁

14. 委員会は、独居拘禁がしばしば期間の制限なく、幅広く長期間にわたって使用され続けていること、及び、受刑者の隔離の決定は、施設の長の裁量に委ねられていることに、依然として強い懸念を有する。委員会は、刑務所の医師が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下で隔離された受刑者の定期的な医療上の検査に直接関与していること、及び、このような実務が、受刑者の健康状態を守る上で主要な要素である医師と患者の関係を悪化させる可能性があることを遺憾に思う（第2条、第11条及び第16条）。

条約及び国連被拘禁者処遇最低基準規則の規定を考慮し、委員会は締約国に対し、以下の点を強く求める：

- (a) 独居拘禁は、厳しい監督のもとで最小限の期間、かつ司法審査が可能な状況での最後の手段に留まることを確実にするため、法律を改正すること。また、締約国は、隔離の決定のための明確かつ具体的な基準を確立するべきである；
- (b) 独居拘禁の期間を通じて、資格をもった医療従事者によって被拘禁者の身体的及び精神的状態について定期的に監視及び検査するシステムを確立し、そうした医療記録を被拘禁者とその弁護士に開示すること；
- (c) 独居拘禁に付されている期間においても、被拘禁者にとって心理的に意味のある社会的接触の程度を引き上げること；
- (d) 現在行われている独居拘禁使用の実務について数値を出し評価すること、及び、独居拘禁の使用とその条件に関する具体的に細分化された情報を提供すること。

#### 死刑

15. 委員会は締約国における死刑確定者の拘禁状況、とりわけ以下の点について、深い懸念を抱いている：

- (a) 死刑確定者の執行を取り巻く不必要な秘密主義と不明確さ。超法規的、略式または恣意的処刑に関する特別報告者が述べているように、死刑確定者やその家族に対して死刑執行の日時の事前通知を拒否することは、明確な人権侵害である（E/CN.4/2006/53/Add.3, パラグラフ32）；
- (b) 死刑確定者に対して、多くの場合長期間にわたり、そしていくつもの事例では30年をも超える期間、独居拘禁を用い、かつ、外部との接触を制限していること；
- (c) 弁護士への秘密のアクセスが制限されていることを含め、弁護士による援助を受ける権利への妨害；
- (d) 上記の権利を行使せずに有罪となり死刑を科される被告人の数が増加していることを考慮し、死刑事件に義務的な上訴制度が欠如していること；
- (e) 2007年以降、恩赦の権限が行使されておらず、恩赦、減刑や刑の執行の延期を追求するための手続に透明性が欠如していること；
- (f) 心神喪失の状態にある死刑確定者の執行を禁止している刑事訴訟法第479条第1項に反して、藤間静波の事例におけるように、たとえその人物が裁判所によって精神疾患であると認定されていても、死刑が執行されたことについての報告があること

those in police custody, and for ensuring that officials found guilty are appropriately punished. The Committee also regrets the absence of information on claims for State compensation or on disciplinary sanctions (arts. 2, 4, 12, 13 and 16) .

The Committee reiterates its previous recommendation (para. 21) that the State party:

- (a) Consider establishing a specifically dedicated, independent and effective complaints body and ensure prompt, impartial and full investigations into all allegations of torture and ill-treatment committed by public officials, and to prosecute and punish those responsible with penalties taking into account the grave nature of offences;
- (b) Ensure in practice that complainants are protected against any reprisals as a consequence of their complaint or any evidence given;
- (c) Compile information, including disaggregated statistics, on the number of complaints filed against public officials on torture and ill-treatment, as well as information about the results of the proceedings, at both the penal and disciplinary levels.

#### Conditions of detention

13. Despite the State party's efforts to improve the conditions of detention and to increase the capacities of penal institutions, the Committee remains concerned at:

- (a) Overcrowding in certain facilities, including women's prisons;
- (b) Inadequate access to health care and serious shortage of medical staff within detention facilities;
- (c) The insufficient provision of mental health care in prisons and reports indicating that mentally ill inmates are subjected to extensive use of solitary confinement and subsequent increased risks of suicide attempts;
- (d) The lack of adequate safeguards and monitoring mechanism on the use of restraining devices such as Type II handcuffs and straitjackets (arts. 11 and 16) .

The State party should strengthen its efforts to improve conditions of detention in prisons in conformity with the standard minimum rules for treatment of prisoners, by:

- (a) Reducing the high rate of overcrowding, in particular through the wider application of non-custodial measures as an alternative to imprisonment, in light of the United Nations Standard Minimum Rules for Non-custodial Measures (Tokyo Rules) and United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-Custodial Measures for Women Offenders (Bangkok Rules) ;
- (b) Providing adequate somatic and mental health care for all persons deprived of their liberty;
- (c) Strictly monitoring the use of Type II handcuffs and the length of time they are used, so as to comply with the State party's obligations under the Convention, and considering completely banning the use of devices to restrain persons in custody.

#### Solitary confinement

14. The Committee remains deeply concerned that solitary confinement continues to be used often extensively prolonged without a time limit, and that decision of isolation for detainees is left to the discretion of the prison warden. The Committee regrets that the prison doctor is directly involved in the periodic medical review of prisoners in solitary confinement under the Act on Penal Detention Facilities and Treatment of Inmates and Detainees and such practice might deteriorate doctor-patient relationship, which is a major factor in safeguarding the health conditions of prisoners (arts. 2, 11 and 16) .

Taking into account the provisions of the Convention and the United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners, the Committee urges the State party to:

- (a) Revise its legislation in order to ensure that solitary confinement remains as a measure of last resort, for as short a time as possible under strict supervision and with a possibility of judicial review. The State party should establish clear and specific criteria for the decision of isolation;
- (b) Establish a system of regular monitoring and review of the detainee's physical and mental condition by qualified medical personnel throughout the period of solitary confinement, and release such medical records to the detainees and their legal counsel;
- (c) Increase the level of psychological meaningful social contact for detainees while in solitary confinement;
- (d) Evaluate and assess the existing practice of the use of solitary confinement, and also provide specific and disaggregated information on the use and conditions of solitary confinement.

#### Death penalty

15. The Committee is deeply concerned about the conditions of detention of prisoners on death row in the State party, in particular with respect to:

- (a) The unnecessary secrecy and uncertainty surrounding the execution of prisoners sentenced to death. As referred to by the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, refusing to provide convicted persons and family members advance notice of the date and time of execution is a clear human rights violation (E/CN.4/2006/53/Add.3, para. 32) ;
- (b) The use of solitary confinement for persons sentenced to death, often for extended periods of time, even exceeding 30 years in some cases, and limited contact with the outside;
- (c) Interference with the right to assistance by legal counsel, including the limited confidential access to lawyer;
- (d) The lack of a mandatory appeal system for capital cases given that an increasing number of defendants convicted and sentenced to death without exercising their right of appeal;
- (e) The non-use of the power of pardon since 2007 and the absence of transparency concerning procedures for seeking benefit for pardon, commutation or reprieve;
- (f) Reports about executions carried out even if the person was determined by a court to be mentally ill, as in the case of Seiha Fujima, in contradiction of article 479(1) of the Code of Criminal Procedures which prohibits the execution of a



(第2条、第11条及び第16条)。

委員会による前回の勧告(パラグラフ17)及び規約人権委員会による勧告(C/PR/C/GC/32,パラグラフ38),さらに,超法規的,略式または恣意的処刑に関する特別報告者による報告(A/HRC/14/24/Add.1,パラグラフ515以降)に照らし,委員会は,とりわけ以下の手段により,死刑確定者が条約により規定されたすべての法的保護手段と保護を与えられることを確実にするよう,締約国に強く求める:

- (a). 死刑確定者とその家族に,予定されている死刑執行の日時につき,合理的な事前の通知を与えること;
- (b). 死刑確定者に対する独居拘禁の規則を改訂すること;
- (c). 手続のすべての段階において,死刑確定者に弁護人による効果的援助を保障し,かつ,死刑確定者とその弁護士とのすべての面会について厳格な秘密性を保障すること;
- (d). 死刑確定者に対し,恩赦,減刑,刑の執行の延期を実際に利用可能とすること;
- (e). 第一審における死刑の有罪判決の効力を未確定とし,死刑事件に義務的な再審査の制度を導入すること;
- (f). 死刑確定者に精神疾患があることについて信頼し得る証拠がある場合は,その全ての事案について独立した検討を確実にすること。さらに,締約国は,刑事訴訟法第479条第1項に従って,精神疾患を持つ被拘禁者は執行されないことを確実にすべきである;
- (g). 性別,年齢,民族性と犯罪の別により細分化された死刑確定者についての情報を提供すること;
- (h). 死刑を廃止する可能性を検討すること。

#### 国内人権機関

16. 委員会は,未だに締約国が人権の促進及び擁護のための国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)に則って国内人権機関を設立していないことに懸念をもって留意する(第2条)。

締約国が普遍的定期的審査において行った誓約(A/HRC/22/14/Add.1パラグラフ147.47以下参照)に留意しつつ,委員会は,締約国に対し,パリ原則に則った独立した国内人権機関の設立を迅速に行うよう促す。

#### 研修

17. 締約国によって開始された様々な人権研修のためのプログラムについて留意しつつも,委員会は,締約国が,すべての入国管理官に対し,条約についての研修を提供していないこと,拷問及びその他の残酷な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いまたは処罰に関する効果的な調査と文書化についてのマニュアル(イスタンブール議定書)が研修プログラムに取り入れられていないことに懸念をもって留意する。また,これらの研修プログラムが,ジェンダーに基づく暴力及び虐待を含む拷問の事例の件数を減らすうえで,どのような効果と影響があったかについての情報が欠如していることも懸念事項である(第11条)。

締約国は:

- (a). すべての公務員,とりわけ裁判官,法執行官,刑務官や入国管理官が,条約の条項について認識することを確実にするために,さらに研修プログラムを開発し,かつ強化し;
- (b). 定期的に,拷問の事件の調査や文書の作成に携わる医療従事者やその他の公務員に対して,イスタンブール議定書に基づく研修を提供し;
- (c). 法執行官の研修において非政府組織の関与を奨励し;
- (d). ジェンダーに基づく暴力を含む拷問及び虐待予防と絶対的禁止に関する研修プログラムの効果と影響を評価すべきである。

#### 補償及びリハビリテーションを含む救済

18. 国家賠償法第1条は被害者が国又は公共団体に対して損害賠償を求めることができると定めているにもかかわらず,委員会は,以下の事項について引き続き懸念を有する:

- (a). 拷問や虐待行為の被害者が,救済及び適切な補償を得ようとする際に直面する困難についての報告,
- (b). 時効や外国人に対する相互主義規定など補償を受ける権利についての制限,
- (c). 拷問または虐待の被害者が要求し,支払われた補償に関する情報の欠如(第14条)。

締約国が拷問の被害者に対して提供すべき完全な救済を行う義務の内容と範囲を明確にした条約第14条についての一般意見3(2012)を参照しつつ,委員会は,締約国に対し,拷問または虐待の行為のすべての被害者が,公正かつ適切な補償を含む救済を受ける権利,できるだけ完全なリハビリテーションを受ける権利,及び真実への権利を完全に行使することができるよう確保するための努力を強化するよう勧告する。委員会は,締約国に対して,次の情報を提供するように求める。

- (a). 締約国は,裁判所によって命じられ,拷問または虐待の被害者またはその家族に提供された救済及び補償措置についての情報。この情報には,請求がなされた件数,請求が認められた件数,各々の事例について命じられた金額及び現実に提供された金額が含まれるべきである;
- (b). 拷問または虐待の被害者のための,継続的なならぬリハビリテーションプログラムについての情報。また締約国は,このようなプログラムを効果的に実施し,それについて委員会に報告するために十分な資源を割り当てるべきである。

#### 軍事的性奴隷制の被害者

19. 第二次世界大戦中の日本軍により行われた性奴隷制の被害者,いわゆる「慰安婦」に対して行われた虐待を認めるためにとられた措置に関して締約国から提供された情報にもかかわらず,委員会はこの問題に対処するに当たり,締約国が,特に以下について条約に基づく義務に依拠していないことに,依然として深い懸念を有している:

- (a). 適正な救済とリハビリテーションを被害者に提供していない。委員会は,公的資金ではなく民間の募金による財政で賄った賠償は,不十分かつ不適切であったことを遺憾とする;

detainee in a state of insanity (arts. 2, 11 and 16) .

In light of the previous recommendations made by the Committee (para. 17) , the Human Rights Committee (C/PR/C/GC/32, para. 38) as well as the communication sent by the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions ( A/HRC/14/24/Add.1, paras.515 ff) , the Committee urges the State party to ensure that death row inmates are afforded all the legal safeguards and protections provided by the Convention, inter alia, by:

- (a) Giving death row inmates and their family reasonable advance notice of the scheduled date and time of the execution;
- (b) Revising the rule of solitary confinement for death row inmates;
- (c) Guaranteeing effective assistance by legal counsel for death row inmates at all stages of the proceedings, and the strict confidentiality of all meetings with their lawyers;
- (d) Making available the power of pardon, commutation and reprieve in practice for death row inmates;
- (e) Introducing a mandatory system of review in capital cases, with suspensive effect following a death penalty conviction in first instance;
- (f) Ensuring an independent review of all cases when there is credible evidence that death row inmate is mentally ill. Furthermore, the State party should ensure that a detainee with mental illness is not executed in accordance with article 479(1) of the Code of Criminal Procedures;
- (g) Providing data on death row inmates, disaggregated by sex, age, ethnicity and offence;
- (h) Considering the possibility of abolishing the death penalty.

#### National human rights institution

16. The Committee notes with concern that the State party has not yet established a national human rights institution, in accordance with the principles relating to the status of national institutions for the promotion and protection of human rights (Paris Principles) (art. 2) .

Noting the commitment made by the State party in the context of the universal periodic review ( A/HRC/22/14/Add.1, paras.147.47 ff) , the Committee urges the State party to expedite the establishment of an independent national human rights institution in conformity with the Paris Principles.

#### Training

17. While taking note of various human rights training programmes initiated by the State party, the Committee notes with concern that the State party does not provide training on the Convention for all immigration officials and that the Manual on Effective Investigation and Documentation of Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (Istanbul Protocol) is not incorporated in the training programme. The lack of information on the effectiveness and impact of those training programmes in reducing the number of cases of torture, including gender-based violence and ill-treatment is also a matter of concern (art. 11) .

The State party should:

- (a) Further develop and strengthen training programmes to ensure that all officials, in particular judges and law enforcement, prison and immigration officers, are aware of the provisions of the Convention;
- (b) Provide training on the Istanbul Protocol for medical personnel and other officials involved in the investigation and documentation of cases of torture, on a regular basis;
- (c) Encourage the involvement of nongovernmental organizations in training of law enforcement officials;
- (d) Assess the effectiveness and impact of training programmes on the prevention and absolute prohibition of torture, including gender-based violence, and ill-treatment.

#### Redress, including compensation and rehabilitation

18. Notwithstanding article 1 of State Redress Act under which victim may seek damages against the State or the public entity, the Committee remains concerned about (a) reports of difficulties faced by victims of acts of torture or ill-treatment in obtaining redress and adequate compensation, (b) restrictions on the right to compensation, such as statutory limitations and reciprocity rules for immigrants, and (c) the lack of information on compensation requested and awarded to victims of torture or ill-treatment (art. 14) .

Referring to its general comment No. 3 (2012) on article 14 of the Convention which clarifies the content and scope of the obligations of States parties to provide full redress to victims of torture, the Committee recommends that the State party strengthen its efforts to ensure that all victims of acts of torture or ill-treatment can fully exercise their right to redress, including fair and adequate compensation, and as full rehabilitation as possible, as well as their right to truth. The State party should provide the Committee with information on (a) redress and compensation measures ordered by the courts and provided to victims of torture or ill-treatment, or their families This information should include the number of requests made and of those granted and the amounts ordered and actually provided in each case; and (b) any ongoing rehabilitation programmes for victims of torture and ill-treatment. The State party should also allocate adequate resources to effectively implement such programmes and inform the Committee thereof.

#### Victims of military sexual slavery

19. Notwithstanding the information provided by the State party concerning some steps taken to acknowledge the abuses against victims of Japan's military sexual slavery practices during the Second World War, the so-called "comfort women" , the Committee remains deeply concerned at the State party's failure to meet its obligations under the Convention while addressing this matter, in particular in relation to:

- (a) Failure to provide adequate redress and rehabilitation to the victims. The Committee regrets that the compensation, financed by private donations rather than public funds, was insufficient and inadequate;

- (b) このような拷問の行為の加害者を訴追し、司法の場に持ち込まなかったこと。委員会は、拷問の効果が本質的に継続的である点に鑑み、時効は適用されるべきでないことを想起する。時効は被害者から、被害者が受けてしかるべき救済、損害賠償、リハビリテーションを奪うからである；
- (c) 関連する諸事実及び資料を隠へし、または公開を怠ったこと；
- (d) 複数の国会議員を含む、国及び地方の、高い地位の公務員や政治家による事実の公的な否定、及び、被害者に再び精神的外傷を負わせることが継続していること；
- (e) この問題に関する記述の歴史教科書における減少に示されるように、ジェンダーに基づく条約違反を、防止するための効果的な教育的施策を実施していないこと；
- (f) 普遍的定期的審査においてなされた、この問題に関連するいくつかの勧告を締約国が拒否していること（A/HRC/22/14/Add.1. パラグラフ147.145以下参照）。これらの勧告は、委員会が行った勧告（パラグラフ24）及び他の多くの国連条約機関、特に規約人権委員会（CCPR/C/JPN/CO/5. パラグラフ22）、女性差別撤廃委員会（CEDAW/C/JPN/CO/6. パラグラフ38）、社会権規約委員会（E/C.12/JPN/CO/3. パラグラフ26）、及び人権理事会のいくつかの特別手続きの特別報告者の勧告と類似している（第1条、第2条、第4条、第10条、第14条及び第16条）。

委員会的一般意見3（2012）を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、被害者を中心に据えた「慰安婦」問題の解決を探るため、直ちに効果的な立法及び行政上の措置をとること、とりわけ以下の措置をとるよう促す：

- (a) 性奴隷制の犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑罰をもって処罰すること；
- (b) 政府当局や公的な人物による事実を否定し、かつ、そのような非を繰り返すことによって被害者に再び精神的外傷を与えようとする試みに反駁すること；
- (c) 関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること；
- (d) 被害者の救済を受ける権利を認め、よって、金銭賠償、満足の措置（訳注：satisfaction、金銭賠償以外の謝罪や再発防止措置等を指す）、可能な限り完全なりハビリテーションのための手段を含む、完全かつ効果的な補償を、被害者に提供すること；
- (e) 締約国による条約上の義務のさらなる違反を防止する手段として、この問題について公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を記載すること。

#### 女性に対する暴力及びジェンダーに基づく暴力

20. 締約国がジェンダーに基づく暴力に取り組んでいることに留意しつつも、委員会は、ジェンダーに基づく暴力、とりわけドメスティック・バイオレンス、近親姦及び婚姻内強姦を含む強姦事件が引き続き発生しているとの報告、こうした事件についての告訴、捜査、訴追及び有罪の件数が少ないこと、及び被害者に対する法的保護措置が不十分であることについて懸念する。さらに、委員会は、性犯罪を訴追するために刑法が被害者の告訴を要件としていることに懸念を表明する（第2条、第12条、第13条、第14条及び第16条）。

委員会による前回の勧告（パラグラフ25）及び女性差別撤廃委員会の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラグラフ31～34）を踏まえて、締約国は、ドメスティック・バイオレンス、近親姦及び婚姻内強姦を含む強姦を含む、ジェンダーに基づくあらゆる形態の虐待を予防し、かつ訴追する取組を、特に以下によって強化すべきである：

- (a) 法的、教育的、財政的、社会的な要素を含む、女性に対する暴力の撤廃根絶のための、一貫性があり、かつ、包括的な国家戦略を採用し、実行すること；
- (b) こうした暴力の被害者に、告訴の仕組みへのアクセスを保障し、被害者の身体的・心理的リハビリテーションを促進すること。こうした支援は、締約国内の外国軍隊を含むすべての軍の職員による被害者にも拡大されるべきである；
- (c) 女性に対するすべての暴力事件を、迅速、効果的、かつ、公平に捜査し、責任を負う者を起訴すること。委員会は、締約国に対し、性犯罪が被害者による告訴なしに起訴されることを確保するよう、法を改正することを促す；
- (d) すべての形態の女性に対する暴力及びジェンダーに基づく暴力について、公衆の意識を向上させるキャンペーンを拡大すること。

#### 人身取引

21. 人身取引対策行動計画2009を含む締約国の人身取引に対する取組みに留意しつつも、委員会は、この行動計画に提供された資源に関する情報、欠けていること、人身取引で逮捕された者の数と、起訴され有罪判決を受けた者の数との間に大きな食い違いがあることについて懸念する。委員会は、調整・監視機関についての情報の欠如、及び、特に子どもに対する人身取引について、人身取引に取り組む措置の効果についての情報の欠如について遺憾に思う（第2条、第12条、第13条、第14条及び第16条）。

委員会は、締約国に対し、人身取引に関する国連特別報告者による、2009年の来日後になされた勧告（A/HRC/14/32/Add.4）を完全に実施するよう求める。特に、締約国は、以下を確実にすべきである：

- (a) 人身取引の被害者が、身体的及び心理的回復のための十分な支援が提供されること；
  - (b) 人身取引の被害者が違法移民と誤認され、救済を受けることなく強制送還させられることのないよう、明確な被害者の認定手続を創設すること；
  - (c) 加害者が起訴され、適切な刑罰で処罰されること；
  - (d) この点について関連する公務員に専門的な研修が提供されること。
- 加えて、締約国は、人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（パレルモ議定書）の批准を検討するべきである。

#### 精神保健ケア

22. 精神保健施設に対して運用上の制限を確立している精神保健福祉法にもかかわらず、また締約国代表団の提供した追加情報にもかかわらず、委員会は、多数の精神障害者、すなわち心理社会的障害と知的障害のある人々の双方が、精神保健ケア施設に非自発的に、かつ、しばしば長い期間、収容されていることに引き続き懸念を有する。委員会はさらに、非人道的及び品位を傷つける取扱いにあたり得る行為である、独居拘禁、

- (b) Failure to prosecute perpetrators of such acts of torture and bring them to justice. The Committee recalls that on account of the continuous nature of the effects of torture, statutes of limitations should not be applicable as these deprive victims of the redress, compensation, and rehabilitation due to them;
- (c) Concealment or failure to disclose related facts and materials;
- (d) Continuing official denial of the facts and retraumatization of the victims by high-level national and local officials and politicians, including several diet members;
- (e) Failure to carry out effective educational measures to prevent gender-based breaches of the Convention, as illustrated, inter alia, by a decrease in references to this issue in school history textbooks;
- (f) The State party's rejection of several recommendations relevant to this issue, made in the context of the universal periodic review ( A/HRC/22/14/Add.1, paras.147.145 ff. ), which are akin to recommendations made by the Committee ( para. 24 ) and many other United Nations human rights mechanisms, inter alia, the Human Rights Committee (CCPR/C/JPN/CO/5, para. 22) , the Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 38) , the Committee on Economic, Social and Cultural Rights (E/C.12/JPN/CO/3, para. 26) and several special procedures mandate holders of the Human Rights Council (arts. 1, 2, 4, 10, 14 and 16) .

Recalling its general comment No. 3 (2012) , the Committee urges the State party to take immediate and effective legislative and administrative measures to find a victim-centred resolution for the issues of "comfort women" , in particular, by:

- (a) Publicly acknowledging legal responsibility for the crimes of sexual slavery, and prosecuting and punishing perpetrators with appropriate penalties;
- (b) Refuting attempts to deny the facts by government authorities and public figures and to re-traumatize the victims through such repeated denials;
- (c) Disclosing related materials, and investigating the facts thoroughly;
- (d) Recognizing the victim's right to redress, and accordingly providing them full and effective redress and reparation, including compensation, satisfaction and the means for as full rehabilitation as possible;
- (e) Educating the general public about the issue and include the events in all history textbooks, as a means of preventing further violations of the State party's obligations under the Convention.

#### Violence against women and gender-based violence

20. While taking note of the State party's efforts to combat gender-based violence, the Committee is concerned at reports on the continuing incidents of gender-based violence, in particular domestic violence, incest and rape, including marital rape, the low number of complaints, investigations, prosecutions and convictions for such cases, and insufficient legal protections for victims. Furthermore, the Committee expresses its concern at the requirement of the victim's complaint in the Penal Code in order to prosecute crimes of sexual violence. (arts. 2, 12, 13, 14 and 16)

In light of previous recommendations made by the Committee (para. 25) and the Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW/C/JPN/CO/6, paras. 31-34) , the State party should strengthen its efforts to prevent and prosecute all forms of gender-based abuse, including domestic violence, incest and rape, including marital rape, in particular, by:

- (a) Adopting and implementing a coherent and comprehensive national strategy for the elimination of violence against women that includes legal, educational, financial and social components;
- (b) Guaranteeing victims of such violence access to a complaint mechanism, and facilitating victims' physical and psychological rehabilitation. Such support should be extended to victims of all military personnel, including those in foreign forces in the State party;
- (c) Promptly, effectively and impartially investigating all incidents of violence against women and prosecuting those responsible. The Committee urges the State party to revise its legislation to ensure that the crime of sexual violence is prosecuted without complaint by the victim;
- (d) Broadening public awareness-raising campaigns on all forms of violence against women and gender-based violence.

#### Trafficking

21. While noting the State party's efforts to combat human trafficking, including the 2009 Action Plan on Measures to Combat Trafficking in Persons, the Committee is concerned at the lack of information on the resources provided for this action plan, and the wide discrepancy between the numbers of persons arrested for trafficking and of persons prosecuted and convicted. The Committee regrets the lack of information about the coordinating and monitoring body and the impact of measures to address trafficking, especially on children (arts. 2, 12, 13, 14 and 16) .

The Committee calls on the State party to fully implement the recommendations made by the Special Rapporteur on trafficking in persons ( A/HRC/14/32/Add.4 ) , following her visit to Japan in 2009. In particular, the State party should ensure that:

- (a) Victims of trafficking are provided with adequate assistance for their physical and psychological recovery;
- (b) Clear identification procedures are set out, so that victims of trafficking are not incorrectly identified and treated as undocumented migrants and deported without redress or remedy;
- (c) Perpetrators are prosecuted and punished with appropriate penalties;
- (d) Specialized training is provided to relevant public officials in this regard.

In addition, the State party should consider ratifying the Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children (Palermo Protocol) .

#### Psychiatric health care

22. Notwithstanding the Act on Mental Health and Welfare for the Mentally Disabled, which established operating parameters for mental health institutions and the additional information provided by the State party's delegation, the Committee remains concerned at the high numbers of persons with mental disabilities, both psychosocial and intellectual who are held in mental health-care institutions on

身体拘束及び強制投薬の頻繁な使用に懸念を有する。精神保健ケアに関する計画についての対話の間に得られて情報を考慮しつつ、委員会は、精神障害者の入院に対する代替措置に焦点が当たっていないことに引き続き懸念を有する。最後に、拘束手段の過剰な使用についての効果的で公平な調査がしばしば欠けていること、及び、これに関連する統計データが欠けていることに懸念を有する（第2条,第11条,第13条及び第16条）。

委員会は、締約国に対して、以下を確保するよう促す：

- (a) 非自発的治療と収容に対し効果的な司法的コントロールを確立すること、及び、効果的な不服申立の機構を確立すること；
- (b) 外来及び地域でのサービスを進め、収容されている患者数を減らすこと；
- (c) 精神医療及び社会的ケア施設を含む、自由の剥奪が行われるすべての場において、効果的な法的なセーフガードが守られること；
- (d) 効果的な不服申立機構へのアクセスを強化すること；
- (e) 身体拘束と独居拘禁は避けられるべきであり、少なくとも、コントロールのための他のすべての代替手段が尽きた場合の最後の手段として、可能な限り短い期間、厳しい医療的監督下において用いられ、こうした行為はすべて適切に記録されること；
- (f) こうした拘束的な方法が過剰に使用され患者を傷つける結果をもたらした場合には、効果的で公平な調査が行われること；
- (g) 被害者に対して救済と賠償が提供されること；
- (h) 独立した監視機関がすべての精神医療施設に対して定期的訪問を行うことを確保すること。

#### 体罰

23. 児童虐待防止法第3条の下で児童虐待が禁止されていることに留意しつつ、委員会は、国連子どもの権利委員会によって提起された「家庭及び代替的養護現場における体罰が法律によって明示的に禁止されておらず、また、民法及び児童虐待防止法が適切なしつけの使用を認めており、場合による体罰の許容性について不明確である」との懸念（CRC/C/JPN/CO/3,パラグラフ47）を共有する（第16条）。

締約国は、法律によって、あらゆる場面における、子どもに対する体罰及びあらゆる形態の品位を傷つける取扱いを明確に禁止するべきである。

#### その他の問題

24. 締約国は、不服申立、捜査、訴追、公務員による拷問及び虐待事例が有罪とされること、人身売買、家庭内及び性的暴力を含め、全国レベルにおける条約実施状況のモニタリングに関し、性別、年齢、情報の信頼によって細分化されたすべての統計データを収集するための効果的なシステムを確立すべきであり、また、被害者に提供される賠償及びリハビリテーションを含めた救済手段を確立すべきである。

25. 委員会は、締約国に対して、特に恣意的拘禁に関する作業部会の訪問を許可すること、及び、国連人権メカニズムからの勧告を実施する努力を含め、国連人権メカニズムとの協力を強化するよう奨励する。締約国は、本条約を含む国連人権メカニズムの下における義務の実施の監督に対し、よく調整され、透明で、公にアクセス可能なアプローチを確保するため、さらなる措置を講ずるべきである。

26. 普遍的定期的審査（A/HRC/22/14/Add.1, para.147.9）の文脈で締約国によって行われた暫約に留意し、委員会は、締約国に対し、現在の国内の議論を加速し、かつ拷問等禁止条約の選択議定書を可能な限り速やかに批准することを求める。委員会は、また、締約国に対して、条約第22条に規定された宣言を行うことを検討するよう推奨する。

27. 委員会は、締約国が未だ批准していない主要な国連人権条約、すなわち自由権規約第二選択議定書、すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する条約、障害者の権利に関する条約を批准するよう促す。

28. 締約国は、適切な言語で、公式なウェブサイト、メディア及び非政府組織を通じて、委員会に提出した報告書及び委員会の総括所見を広く普及することが求められている。

29. 委員会は、締約国に対し2014年5月31日までに、この総括所見の第10項、第11項及び第15項に含まれている、以下の事項に関する委員会の勧告に対応するフォローアップ情報を提供するよう求める。

- (1) 拘禁された人のための法的なセーフガードを確実にし、あるいは強化すること、
  - (2) 迅速、公平かつ効果的な調査を実施すること、及び、
  - (3) 拷問ないし虐待の被疑者を訴追し、加害者に対する制裁を行うこと
- 加えて、委員会は、この総括所見の第19項に含まれる、被害者に対する救済と賠償に関するフォローアップ情報を提供するよう要請する。

30. 締約国は、2017年5月31日までに、第3回の定期的な報告書を提出することが求められている。その目的のために、委員会は、締約国が選択的報告手続のもとで委員会に報告することを受け入れていることを考慮して、締約国に対して、その報告の前にリスト・オブ・イシューズを提出することとする。

involuntary basis and frequently for a lengthy period of time. The Committee is further concerned at the frequent use of solitary confinement, restraints and forced medication, actions which may amount to inhumane and degrading treatment. Taking into account the information received during the dialogue on plans regarding mental health care, the Committee remains concerned at the lack of focus on alternatives to hospitalization of persons with mental disabilities. Finally, the Committee is concerned about the frequent lack of effective and impartial investigation of the excessive use of restrictive measures as well as at the lack of relevant statistical data (arts. 2, 11, 13 and 16) .

The Committee urges the State party to ensure that:

- (a) Effective judicial control over involuntary treatment and placement, as well as effective appeals mechanisms are established;
- (b) Outpatient and community services are developed and the number of institutionalized patients is brought down;
- (c) Effective legal safeguards are respected in all places of deprivation of liberty, including psychiatric and social care institutions;
- (d) Access to effective complaint mechanisms is strengthened;
- (e) Use of restraints and solitary confinement is avoided or applied as a measure of last resort when all other alternatives for control have failed, for the shortest possible time, under strict medical supervision, and any such act is duly recorded;
- (f) Effective and impartial investigations are undertaken in incidents where excessive use of such restrictive measures result in injuries of the patient;
- (g) Remedies and redress are provided to the victims;
- (h) Independent monitoring bodies conduct regular visits to all psychiatric institutions.

#### Corporal punishment

23. Noting that child abuse is prohibited under article 3 of the Act on Child Abuse Prevention, the Committee shares concern raised by the Committee on the Rights of Child (CRC/C/JPN/CO/3, para. 47) that corporal punishment in the home and in alternative care settings is not expressly prohibited by law and that the Civil Code and the Act on Child Abuse Prevention allow the use of appropriate discipline and are unclear as to the admissibility of corporal punishment in some cases (art. 16) . The State party should explicitly prohibit corporal punishment and all forms of degrading treatment of children in all settings by law.

#### Other issues

24. The State party should establish an effective system to gather all statistical data disaggregated by sex, age and authenticity, relevant to the monitoring of the implementation of the Convention at the national level, including complaints, investigations, prosecutions, convictions of cases of torture and ill-treatment by public officials, trafficking and domestic and sexual violence as well as means of redress, including compensation and rehabilitation, provided to the victims.

25. The Committee recommends that the State party strengthen its cooperation with United Nations human rights mechanisms, including by permitting a visit of, inter alia, the Working Group on Arbitrary Detention, as well as its efforts in implementing their recommendations. The State party should take further steps to ensure a well-coordinated, transparent and publicly accessible approach to overseeing implementation of its obligations under the United Nations human rights mechanisms, including the Convention.

26. Noting the commitment made by the State party in the context of the universal periodic review (A/HRC/22/14/Add.1, para. 147.9) , the Committee urges the State party to accelerate the current domestic discussions and to ratify the Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment as soon as possible. The Committee also recommends that the State party consider making the declaration envisaged under article 22 of the Convention.

27. The Committee invites the State party to ratify the core United Nations human rights treaties to which it is not yet a party, namely the Second Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families, and the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.

28. The State party is requested to disseminate widely the report submitted to the Committee and the Committee's concluding observations, in appropriate languages, through official websites, the media and non-governmental organizations.

29. The Committee requests the State party to provide, by 31 May 2014, follow-up information in response to the Committee's recommendations related to (a) ensuring or strengthening legal safeguards for persons detained, (b) conducting prompt, impartial and effective investigations, and (c) prosecuting suspects and sanctioning perpetrators of torture or ill-treatment, as contained in paragraphs 10, 11 and 15 of the present concluding observations. In addition, the Committee requests follow-up information on remedies and redress to the victims, as contained in paragraph 19 of the present concluding observations.

30. The State party is invited to submit its next report, which will be the third periodic report, by 31 May 2017. To that purpose, the Committee will, in due course, submit to the State party a list of issues prior to reporting, considering that the State party has accepted to report to the Committee under the optional reporting procedure.

日本弁護士連合会

〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL. 03-3580-9741

国連拷問禁止委員会は日本政府に何を求めたか

自由を奪われた人々への非人道的な取扱いの根絶を求めて

日本弁護士連合会

JFBA